

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% =30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

投資信託説明書(交付目論見書)

(訂正事項分)

2017年6月7日

ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]

追加型投信／海外／債券

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2017年4月20日に関東財務局長に提出しており、2017年4月21日にその届出の効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定に基づき、当該訂正事項にかかる有価証券届出書の訂正届出書を2017年6月7日に関東財務局長に提出しております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドに関する照会先

アセットマネジメントOne株式会社

■コールセンター 0120-104-694

[受付時間: 営業日の午前9時~午後5時]

■ホームページアドレス

<http://www.am-one.co.jp/>

本書はルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]の投資信託説明書(交付目論見書)[2017年4月21日]の記載内容を一部訂正するものです。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. 投資信託説明書(交付目論見書)の訂正理由

投資信託説明書(交付目論見書)の記載事項について、信託契約を解約することが確定したことに伴い、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものであります。

2. 訂正の内容

投資信託説明書(交付目論見書)中の以下の箇所について、以下のように訂正(下線部の訂正)いたします。

投資信託説明書(交付目論見書)8頁

4 手続・手数料等 (訂正項目のみ記載しています。)

お申込みメモ

購入の申込期間	2017年4月21日から2017年7月18日まで
信託期間	2017年7月20日まで(2005年1月28日設定)

＜追加的記載事項＞繰上償還（信託終了）について

当ファンドは、2017年4月24日を公告日とする繰上償還（信託終了）の手続きを行い、2017年7月20日をもって繰上償還（信託終了）することになりました。

1. 繰上償還（信託終了）を行う理由

当ファンドは2005年1月28日に設定し、主として米国の米ドル建ての高利回り事業債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指した運用を行ってきました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いていること、受益権口数が信託約款に定める繰上償還をさせることができる口数（10億口）を下回る状態となっていることから、信託契約を解約することが投資者（受益者）にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するものです。

2. 繰上償還（信託終了）日

2017年7月20日

3. 異議申立について

当該繰上償還（信託終了）については、2017年4月24日から2017年5月31日までの間に当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社において異議申立を受け付けましたが、異議申し出のあった投資者（受益者）の受益権口数が2017年4月24日の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えたため、繰上償還します。

投資信託説明書(交付目論見書)

2017年4月21日

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

追加型投信／海外／債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2017年4月20日に関東財務局長に提出しており、2017年4月21日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします(交付方法は、販売会社によって異なる場合があります。)。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。
- 当ファンドは、ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認します。当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

当ファンドは、信託契約を解約し、線上償還(信託終了)するための手続きを行います。詳しくは、本書11頁<追加的記載事項>をご確認ください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第324号
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円(2017年1月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	13兆8,010億円(2017年1月末現在)

受託会社 [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ファンドに関する照会先

アセットマネジメントOne株式会社

(コールセンター) 0120-104-694

※ 受付時間: 営業日の午前9時~午後5時

(ホームページアドレス) <http://www.am-one.co.jp/>

商品分類及び属性区分

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	海外	債券	その他資産(投資信託証券) ^{※1}	年12回(毎月)	北米	ファミリー・ファンド	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

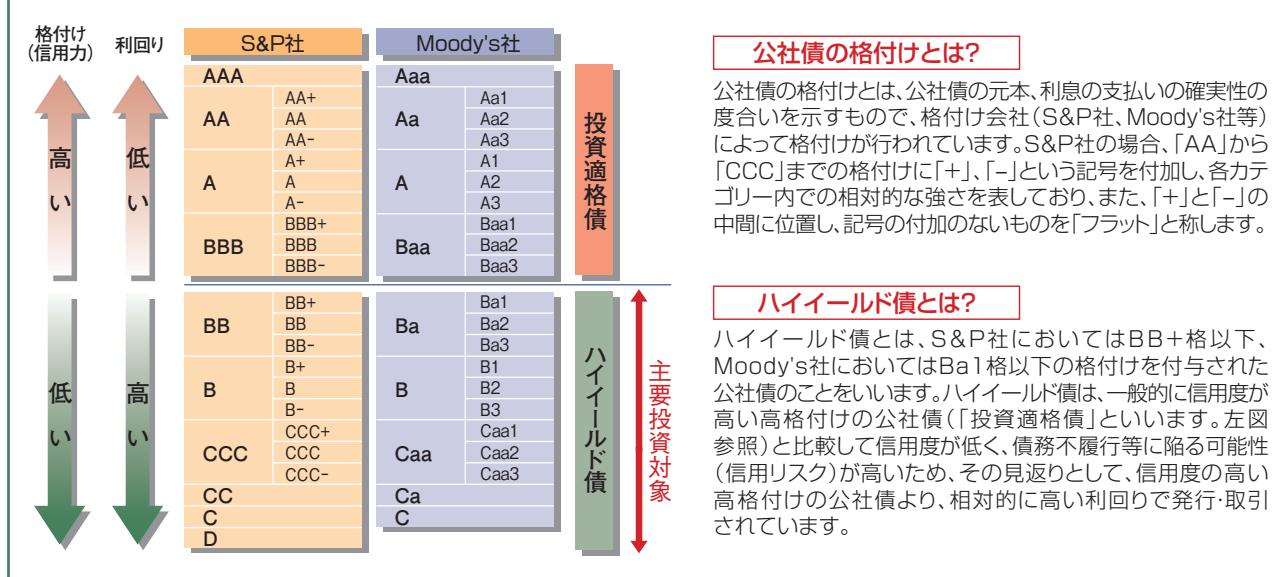
米国の米ドル建ての高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

ファンドの特色

1 米国の米ドル建てハイイールド債を主要投資対象とします。

- ◆ 原則として、取得時においてBB+格（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社）もしくはBa1格（ムーディーズ・インベスター・サービス（Moody's）社）以下の格付けが付与されているハイイールド債を中心に投資を行い、高い利息収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
- ◆ ファンド全体の加重平均格付けを、B格（S&P社）もしくはB2格（Moody's社）相当以上とすることを基本とします。
＊加重平均格付けとは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。
- ◆ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
＊同一発行体の発行するハイイールド債への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。

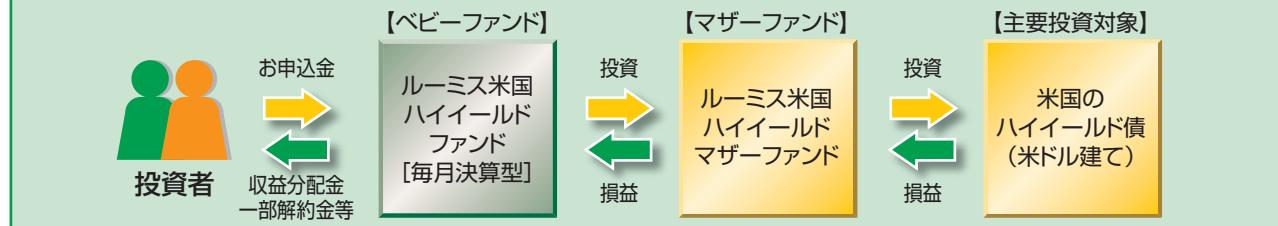
公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ



- ◆ 「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。





2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



3 ルーミス・セイレス社が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

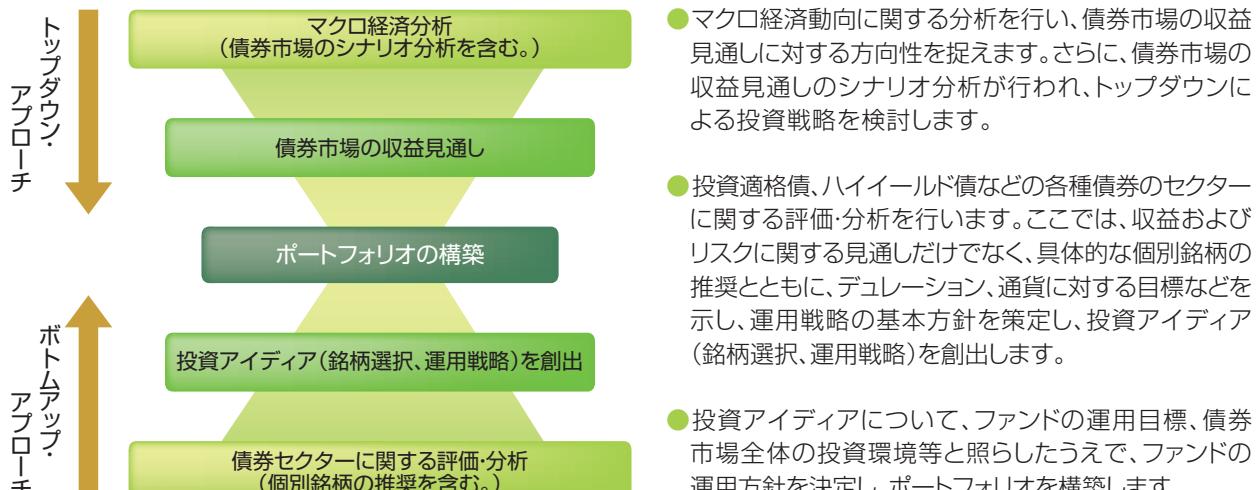
- ◆ マザーファンドにおける円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を、ルーミス・セイレス社に委託します。

ルーミス・セイレス社

(正式名称: ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー)

- 1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社です。
- 公社債による運用を中心に、約2,402億米ドルの総運用資産を有します。(2016年12月末現在)
- 公社債の格付けの分野においては、Moody's社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

運用プロセス ~個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散により、組入銘柄を選定します~



銘柄選択の方針

ルーミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

1. ファンドの目的・特色

4

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

【分配方針】

- ◆ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- ◆ 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 売買益については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- ◆ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

【収益分配のイメージ】

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

原則として、
利息収入相当分を
を中心に分配

分配 分配

原則として、売買益がある
場合に分配

分配

分配

※上記の図は、収益分配のイメージを示したものであり、当ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■ 主な投資制限

株式	株式への投資は、転換社債等の転換等により取得するものに限り、かつ、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

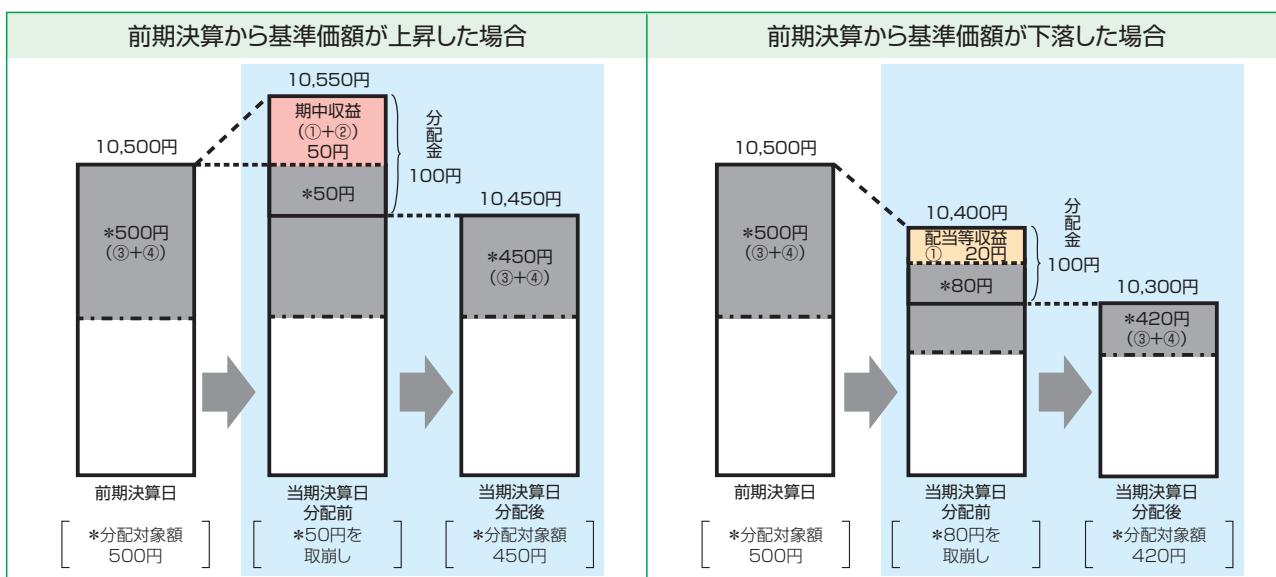
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるごとに、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



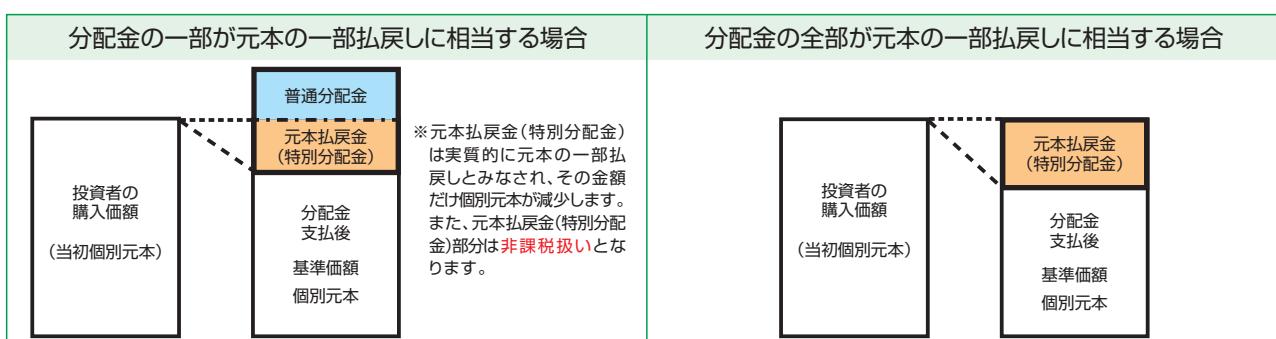
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らすよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。



信用リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。当ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。



金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。



為替変動リスク

当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。



流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「カントリーリスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。



その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆当ファンドは、換金の請求金額が多額な場合や証券取引所における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。



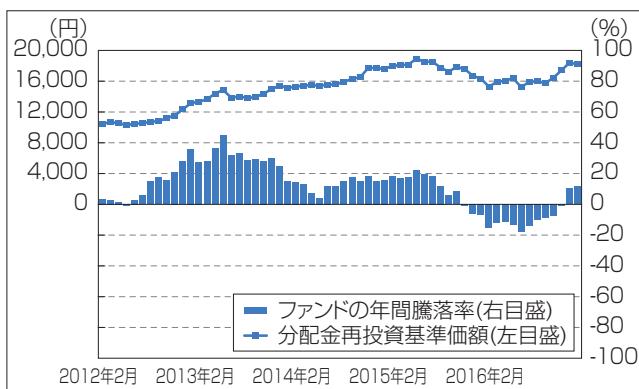
リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

（参考情報）ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較(2012年2月～2017年1月)

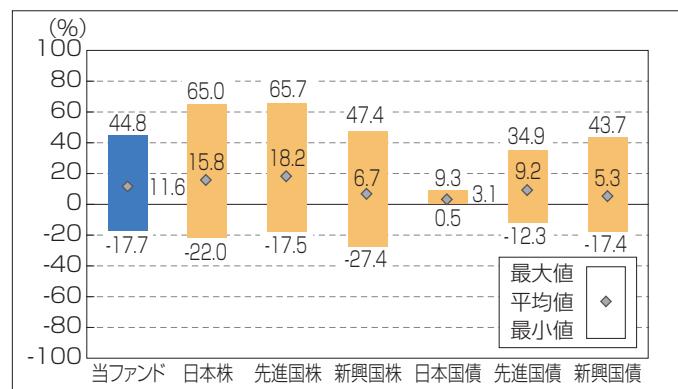
◆当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ。)

年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

◆当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2012年2月～2017年1月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。

当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)配当込み

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み・円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(ヘッジなし・円ベース)

※株式の指数は、配当を考慮したものです。また、海外(先進国・新興国)の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数(TOPIX)」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。

「MSCIコクサイ・インデックス」とは、MSCIインク(以下、MSCI)が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCIが開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス(除く日本)」とは、Citigroup Index LLCが開発した債券指標で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。

「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」とは、JPモルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

3. 運用実績

(2017年1月31日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年1月	25円
2016年12月	25円
2016年11月	25円
2016年10月	25円
2016年9月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	6,747円

設定来: 2005年1月28日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

<資産の組入比率>

資産の種類	国内／外国	比率(%)
債券	外国	94.0
現金・預金・その他の資産		6.0
合計		100.0

<公社債の格付け別組入比率>

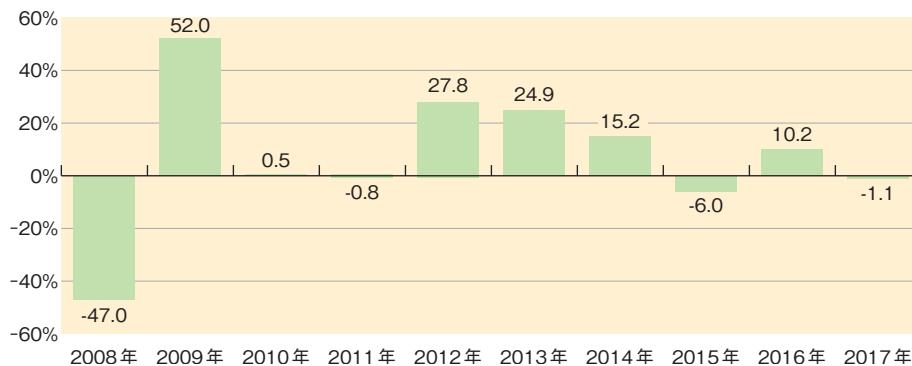
格付け	比率(%)
BBB以上	4.3
BB+	15.5
BB	17.1
BB-	20.3
B+	12.6
B	7.6
B-	8.3
CCC+	8.1
CCC	0.1
CCC-	0.0
CC	0.0
C以下	0.0
無格付け	0.0

<組入上位10銘柄> 組入銘柄数179銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国／地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	サビン・バス・リクリューション	社債券	アメリカ	米ドル	5.625	2021年2月1日	1.9
2	MGMリゾーツ・インターナショナル	社債券	アメリカ	米ドル	6.000	2023年3月15日	1.8
3	ウインドストリーム	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2021年10月1日	1.7
4	HCAホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	6.250	2021年2月15日	1.7
5	クリア チャンネル ワールドワイド	社債券	アメリカ	米ドル	7.625	2020年3月15日	1.7
6	アルカーテル・ルーセントUSA	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2029年3月15日	1.7
7	CSCホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	5.250	2024年6月1日	1.6
8	シリウスXMラジオ	社債券	アメリカ	米ドル	5.375	2025年4月15日	1.6
9	サイラスワン	社債券	アメリカ	米ドル	6.375	2022年11月15日	1.5
10	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド	社債券	イギリス	米ドル	6.125	2022年12月15日	1.5

※格付けはS&P社、Moody's社のうち、
高い方の格付けを採用しています。
(表記方法はS&P社に準拠)

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年は1月末までの収益率を表示しています。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額（基準価額は1万口当たりで表示しています。）
購入代金	購入申込日から起算して5営業日目までにお支払いいただきます。 なお、販売会社が別に定める方法により、上記の期日以前に購入代金をお支払いいただく場合があります。
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日がニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合
購入の申込期間 ^(注)	2017年4月21日から2017年10月20日まで ※申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	換金申込みの請求金額が多額な場合の換金のお申込み、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情がある場合の購入・換金のお申込みについては、お申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けたお申込みの受付けを取り消すことがあります。
信託期間 ^(注)	無期限(2005年1月28日設定)
繰上償還	委託会社は次のいずれかの場合、事前に投資者(受益者)の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ・この信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎月20日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
公 告	原則として、ホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に電子公告を掲載します。
運用報告書	1月および7月のファンドの決算時ならびに償還時に「交付運用報告書」および「運用報告書(全体版)」を作成し、「交付運用報告書」を販売会社を通じて交付いたします。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

(注)「購入の申込期間」、「信託期間」については、本書11頁「<追加的記載事項> 繰上償還(信託終了)の予定について」をご確認ください。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

項目	費用の額・料率	費用の概要
購入時手数料	購入価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※手数料率の 上限は3.24%(税抜3%) です。	商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

項目	費用の額・料率	費用の概要
運用管理費用(総額)	年率1.62%(税抜1.5%)	運用管理費用=日々の純資産総額×信託報酬率 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。
配分(税抜)	(委託会社)	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
	(販売会社)	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
	(受託会社)	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

ルーミス・セイレス社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額(マザーファンドの信託財産の月末純資産総額の平均値に対し、年率0.55%を乗じて得た額を原則としてマザーファンドにおける当ファンドの出資比率で按分した額)は、円の余資以外の運用の対価等として、委託会社が受け取る運用管理費用から支払期日毎に支払われます。

その他の費用・手数料

主な項目	費用の概要
信託財産に関する租税	有価証券の取引のつど発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金にかかる税、有価証券の譲渡益にかかる税等
監査費用	監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理にかかる諸経費
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

※上記のような費用・手数料等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。
※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。

上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

■税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2017年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜追加的記載事項＞繰上償還(信託終了)の予定について

当ファンドは、2017年4月24日を公告日とする繰上償還(信託終了)の手続きを行います。

1. 繰上償還(信託終了)を行う理由

当ファンドは2005年1月28日に設定し、主として米国の米ドル建ての高利回り事業債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指した運用を行ってきました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いている、受益権口数が信託約款に定める繰上償還をさせることができる口数(10億口)を下回る状態となっていることから、信託契約を解約することが投資者(受益者)にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するものです。

2. 繰上償還(信託終了)予定日

2017年7月20日

3. 異議申立について

当該繰上償還(信託終了)に異議のある場合、2017年4月24日から2017年5月31日までの間に当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社に書面をもってその旨を申し出ることができます。当該期間内に異議申し出のあった投資者(受益者)の受益権口数が2017年4月24日の当該信託契約にかかる受益権総口数の2分の1を超えない場合は、上記繰上償還(信託終了)予定日をもって、繰上償還します。なお、2017年4月21日以降に購入のお申込みをされて取得した受益権については、異議を申立てる権利はありません。

4. ご留意事項

当ファンドの信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)することにかかる投資者(受益者)の異議申立てを受けた結果、2017年7月20日をもって繰上償還(信託終了)することとなった場合には、本書8頁<4.手続・手数料等 お申込みメモ>に記載する以下の項目については、内容が以下のとおり変更となります。

購入の申込期間	2017年4月21日から2017年7月18日まで
---------	--------------------------

信託期間	2017年7月20日まで(2005年1月28日設定)
------	----------------------------

投資信託説明書(請求目論見書)

使用開始日

2017年6月7日



ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

追加型投信／海外／債券

■この目論見書により行う「ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を2017年4月20日に関東財務局長に提出しており、2017年4月21日にその効力が生じております。

■「ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】0120-104-694 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】<http://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 西 晃正
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	4
第 1 【ファンドの状況】	4
第 2 【管理及び運営】	42
第 3 【ファンドの経理状況】	47
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	67
第三部 【委託会社等の情報】	69
第 1 【委託会社等の概況】	69
約款	178

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ルーミス米国ハイイールドファンド【毎月決算型】

(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5)【申込手数料】

① 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（8%、以下「消費税等相当額」といいま

す。)が課せられます。

- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換の際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示していただくことがあります。
- ⑤ 販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。
 - ② 申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (注) 「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成29年4月21日から平成29年7月18日まで

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して5営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して三井住友信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne 株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② 信託契約の解約（繰上償還）について

当ファンドは、平成 29 年 4 月 24 日を公告日とする信託契約の解約の手続きを行い、平成 29 年 7 月 20 日をもって信託を終了（繰上償還）することになりました。

1. 信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは平成 17 年 1 月 28 日に設定し、主として米国の米ドル建ての高利回り事業債に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指した運用を行ってきました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いていることから、信託契約を解約することができる口数（10 億口）を下回る状態となっていることから、信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託契約の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

2. 信託終了日

平成 29 年 7 月 20 日

3. 異議申立について

当該信託契約の解約については、平成 29 年 4 月 24 日から平成 29 年 5 月 31 日までの間に当ファンドの委託会社であるアセットマネジメントOne 株式会社において異議申立を受け付けましたが、異議申し出のあった受益者の受益権口数が平成 29 年 4 月 24 日の当該信託契約にかかる受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、信託を終了します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、米国の米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）を中心に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<ファンドの特色>

I. 米国の米ドル建てハイイールド債を主要投資対象とします。

II. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

III. ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー（以下「ルーミス・セイレス社」と称する場合があります。）が徹底した調査に基づく銘柄選択能力を駆使してマザーファンドの運用を行います。

IV. 毎月 20 日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、利息収入相当分を中心に、毎月安定した収益分配を目指します。

※ 原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

② 5,000 億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 (注) 当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型	国 内 ●海 外	株 式 ●債 券 不動産投信 その他資産 資産複合
●追加型	内 外	

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

＜属性区分＞

・属性区分一覧表

(注) 当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	●ファミリーファンド
一般	年2回	日本	ファンド・オブ・
大型株	年4回	●北米	ファンズ
中小型株	年6回(隔月)	欧州	
債券	●年12回(毎月)	アジア	為替ヘッジ ^{※2}
一般	日々	オセアニア	
公債	その他	中南米	あり
社債		アフリカ	●なし
その他債券		中近東(中東)	
クレジット属性		エマージング	
不動産投信			
●その他資産 (投資信託証券) ^{※1}			
資産複合			

※1 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

※2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 ※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。
クレジット属性 (低格付債)	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 ※ 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについて B B 格相当以下（取得時）を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。
年 12 回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

(注 1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注 2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

(注 3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成 17 年 1 月 28 日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

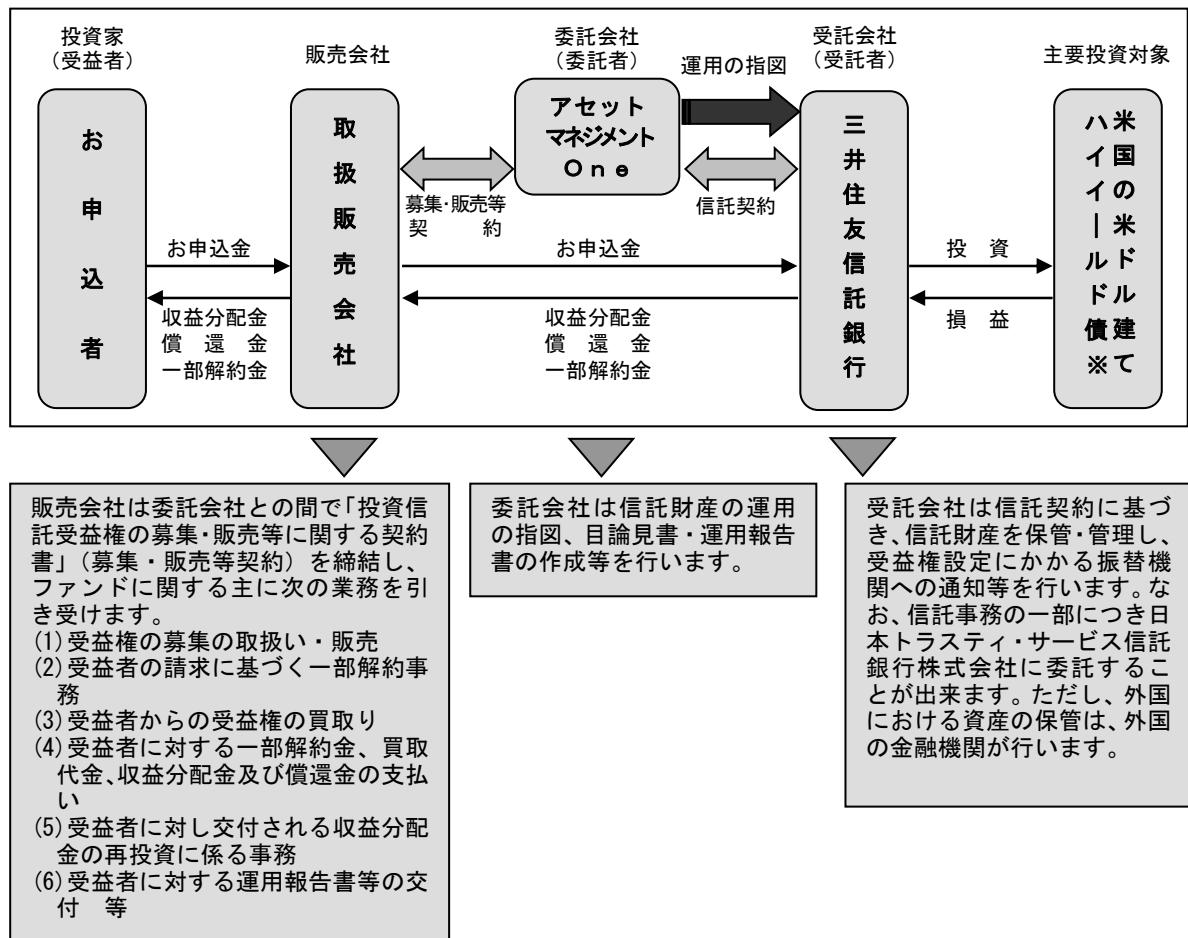
平成 19 年 1 月 4 日 投資信託振替制度へ移行

平成 19 年 7 月 1 日 ファンドの名称を「米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕（D K A／L O O M I S）」から「ルーミス米国ハイイールドファンド〔毎月決算型〕」に変更

平成 28 年 10 月 1 日 ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメント O n e 株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



※ 主要投資対象である米国の米ドル建てハイイールド債には、主として、ルーミス米国ハイイールドマザーファンドを通じて投資を行います。

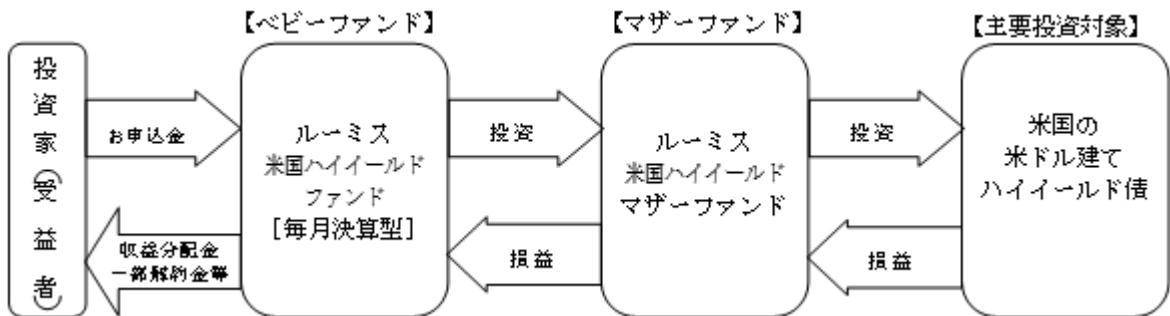
※ 委託会社は、マザーファンドについて、ルーミス・セイレス社に、円の余資運用以外の運用の指図に関する権限を委託します。

ルーミス・セイレス社（投資顧問会社）は、委託会社との間の「証券投資信託の信託財産運用権限委託に関する契約〔ルーミス米国ハイイールドマザーファンド〕」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに関し、委託会社より運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用の指図に関する権限）の委託を受けて、投資判断および発注等を行います。

② ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

《ファミリーファンド方式》



- ※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
- ※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

1. 資本金の額 20 億円 (平成 29 年 1 月末日現在)

2. 会社の沿革

昭和 60 年 7 月 1 日 会社設立
 平成 10 年 3 月 31 日 証券投資信託法に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 平成 10 年 12 月 1 日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
 平成 11 年 10 月 1 日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、商号を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする
 平成 20 年 1 月 1 日 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社から D I A M アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成 28 年 10 月 1 日 D I A M アセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメント O n e 株式会社に変更

3. 大株主の状況 (平成 29 年 1 月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	28,000 株 ^{※1}	70.0% ^{※2}
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 13 番 1 号	12,000 株	30.0% ^{※2}

※1: A種種類株式 (15,510 株) を含みます。

※2: 普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ 51.0%、第一生命ホールディングス株式会社 49.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

ルーミス米国ハイイールドマザーファンドを主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主として米国の米ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とするルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

b. 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。

i. 主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

ii. 投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社によるBB+格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社によるBa1格以下の格付けが付与されている債券に投資をするとともに、ファンド全体の加重平均格付けをスタンダード・アンド・プアーズ社におけるB（フラット）格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社におけるB2格相当以上とすることを基本とします。

※ 当初設定時や運用期間中に多額の設定・解約が発生した場合などファンドの資金事情によっては、ハイイールド債以外の債券への投資比率を一時的に高めることができます。

※ 「加重平均格付け」とは、各組入公社債等の格付けを、それぞれの公社債等の組入比率に応じて加重平均して算出した格付けであり、ファンドにかかる信用格付けではありません。

iii. ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。

iv. 同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社によるBB+格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社によるBa1格以下の格付けが付与されている債券）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

v. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

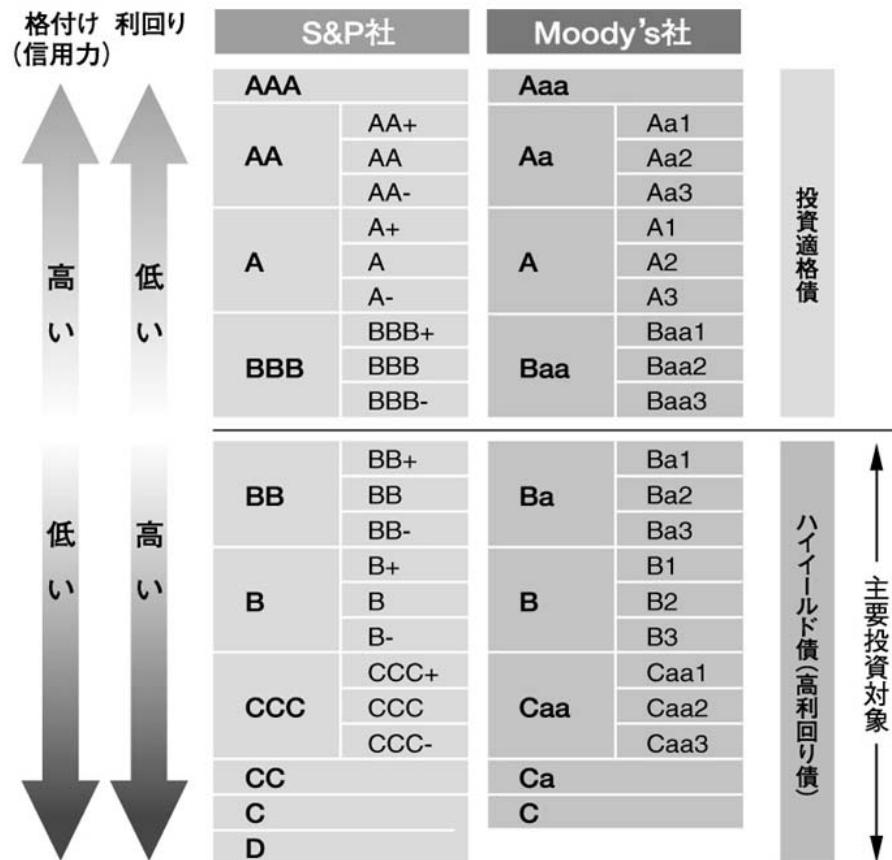
vi. マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、ルーミス・セイレス社に委託します。

c. マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

d. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

e. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考)公社債の格付けおよび主要投資対象のイメージ



(公社債の格付けとは?)

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け会社（スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)社、ムーディーズ・インベスター・サービス(Moody's)社など）によって格付けが行われています。S&P社の場合、「AA」から「CCC」までの格付けに「+」、「-」という記号を付加し、各カテゴリー内の相対的な強さを表しており、また、「+」と「-」の中間に位置し、記号の付加のないものを「フラット」と称します。

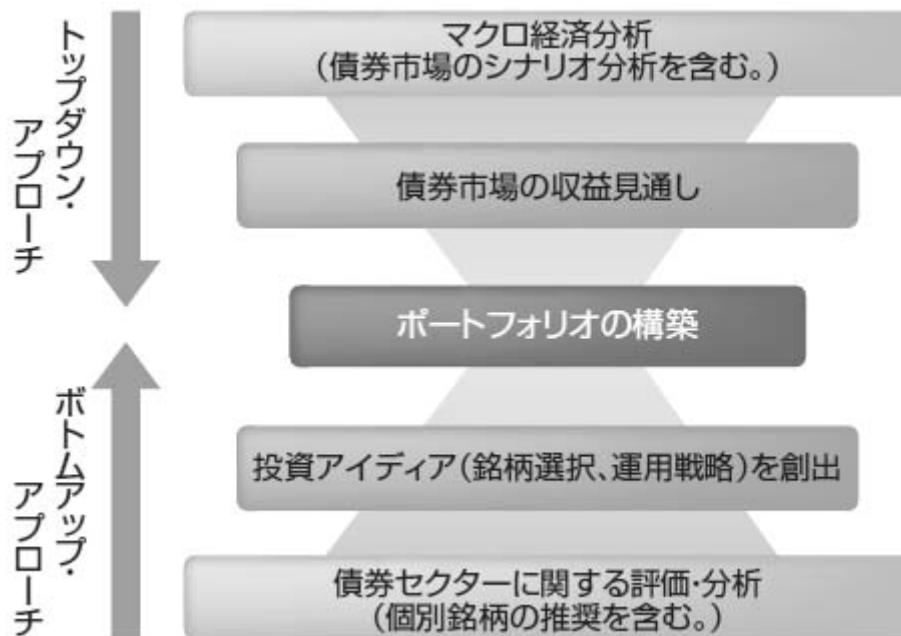
(ハイイールド債とは?)

ハイイールド債とは、S&P社においてはBB+格以下、Moody's社においてはBaa1格以下の格付けを付与された公社債のことをいいます。ハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの公社債（「投資適格債」といいます。上図参照）と比較して信用度が低く、債務不履行等に陥る可能性（信用リスク）が高いため、その見返りとして、信用度の高い高格付けの公社債より、相対的に高い利回りで発行・取引されています。

③ ファンドの投資プロセス

1. 当ファンドは、主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりハイイールド債を中心とする公社債等への投資を行います。なお、マザーファンドにおいては、委託会社より運用の指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用の指図に関する権限)の委託を受けたルーミス・セイレス社が、以下のプロセスを経て公社債への投資を行います。

＜個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散により、組入銘柄を選定します。＞



- a. マクロ経済動向に関する分析を行い、債券市場の収益見通しに対する方向性を捉えます。さらに、債券市場の収益見通しのシナリオ分析が行われ、トップダウンによる投資戦略を検討します。
- b. 投資適格債、ハイイールド債などの各種債券のセクターに関する評価・分析を行います。ここでは、収益およびリスクに関する見通しだけでなく、具体的な個別銘柄の推奨とともに、デュレーション、通貨に対する目標などを示し、運用戦略の基本方針を策定し、投資アイディア（銘柄選択、運用戦略）を創出します。
- c. 投資アイディアについて、ファンドの運用目標、債券市場全体の投資環境等と照らしたうえで、ファンドの運用方針を決定し、ポートフォリオを構築します。

(参考：銘柄選択の方針)

ルーミス・セイレス社は独自に格付けを行うとともに、格付け会社の格付け変更を予測します。これによって、将来格付けの引き上げが期待できる銘柄や発行体の業界環境、個別銘柄間の利回り格差から割安と判断される銘柄等への投資を行います。

※ 上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

2. 円の余資運用にあたっては、委託会社が、適宜、わが国の短期金融商品への投資を行い、効率的な資産運用に努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。)
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形(a.に掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたルーミス米国ハイイールドマザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人が発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
6. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.~7.の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.から5.までの証券および8.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6.の証券および8.の証券または証書のうち6.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、9.の証券および10.の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

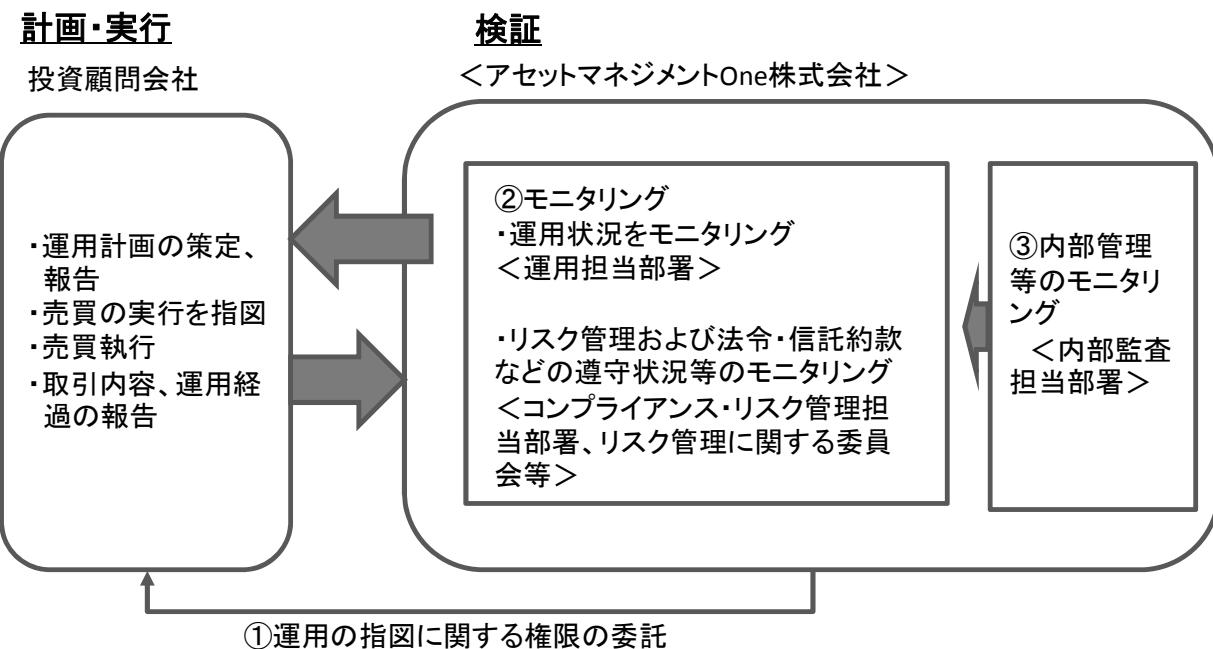
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 運用の指図に関する権限の委託

当ファンドが主要投資対象とするルーミス米国ハイイールドマザーファンドは、ルーミス・セイレス社に運用の指図に関する権限の一部（円の余資運用の指図を除く信託財産の運用の指図権限）を委託します。

ルーミス・セイレス社は外部委託契約に基づいて運用計画を策定・報告し、運用指図および売買執行・管理を行います。

② モニタリング

委託会社では、各運用担当者が運用の委託先である投資顧問会社の運用状況をモニタリングし、必要に応じて対応を指示します。

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

③ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者の面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行います。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関する基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

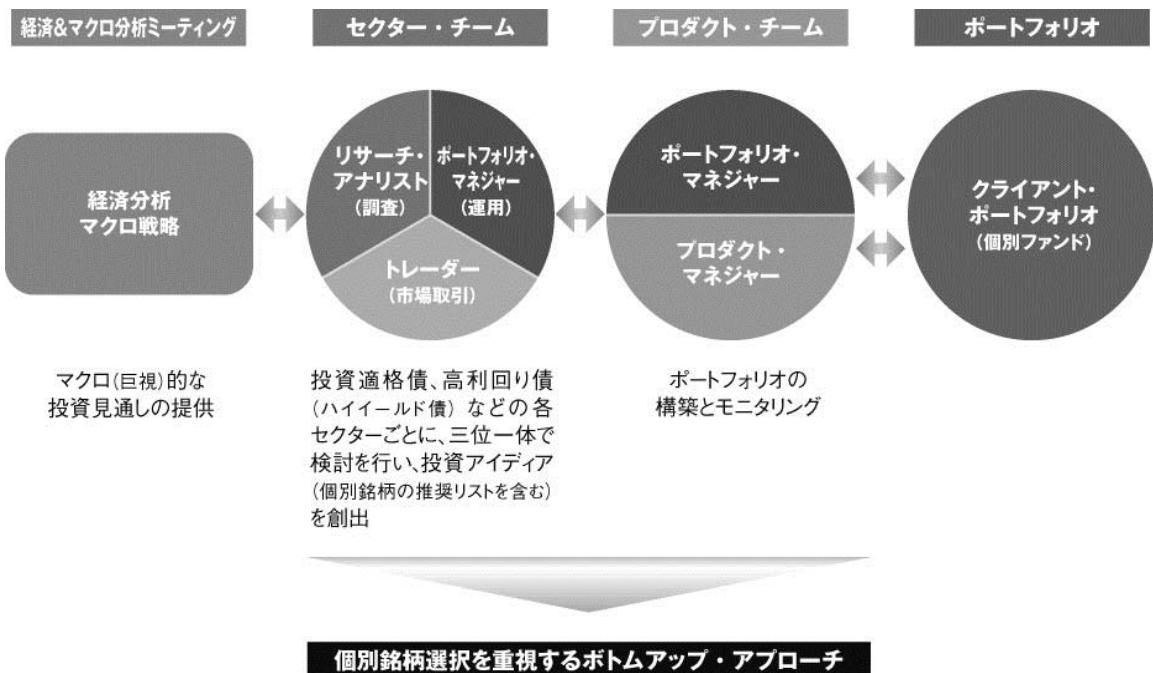
※運用体制は平成29年1月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

＜ルーミス・セイレス社の運用体制＞

当ファンドが主要投資対象とするルーミス米国ハイイールドマザーファンドにおいて、委託会社から円の余資運用以外の運用の指図に関する権限の委託を受け、ルーミス・セイレス社が以下の体制において信託財産の運用の指図についての意思決定を行います。

＜ルーミス・セイレス社における債券の運用体制＞



ルーミス・セイレス社の内部管理およびファンドに係る意思決定については、ルーミス・セイレス社の内部監査委員会（2016年12月末現在5名）が中心となって業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

※ なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

（ご参考）ルーミス・セイレス社の概要

ルーミス・セイレス社は、1926年にアナリストにより設立された米国で最も歴史ある資産運用会社の一社で、ボストンを拠点に、年金を含む大手機関投資家、投資信託、富裕層の個人投資家を対象として資産運用サービスを提供しており、公社債による運用を中心に、約2,402億米ドルの総運用資産を有しています。（2016年12月末現在）

ルーミス・セイレス社においては、株式、オルタナティブなどを含め広範な運用資産を有していますが、債券運用はそのうち中核を占めています。同社の債券運用プロセスを端的に表現すれば、債券調査を中心とする個別銘柄選定に基づくポートフォリオ構築です。公社債の格付けの分野においては、ムーディーズ・インベスターズ・サービス社に次いで全米で2番目に古い独自の格付けシステムを有しており、当該システムによる格付け変更予測等に基づいた銘柄選択に定評があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

第3期以降の毎決算期末（原則として毎月20日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2. 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
3. 売買益(評価益を含みます。)については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
4. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

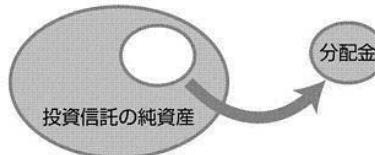
1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

[収益分配金に関する留意事項]

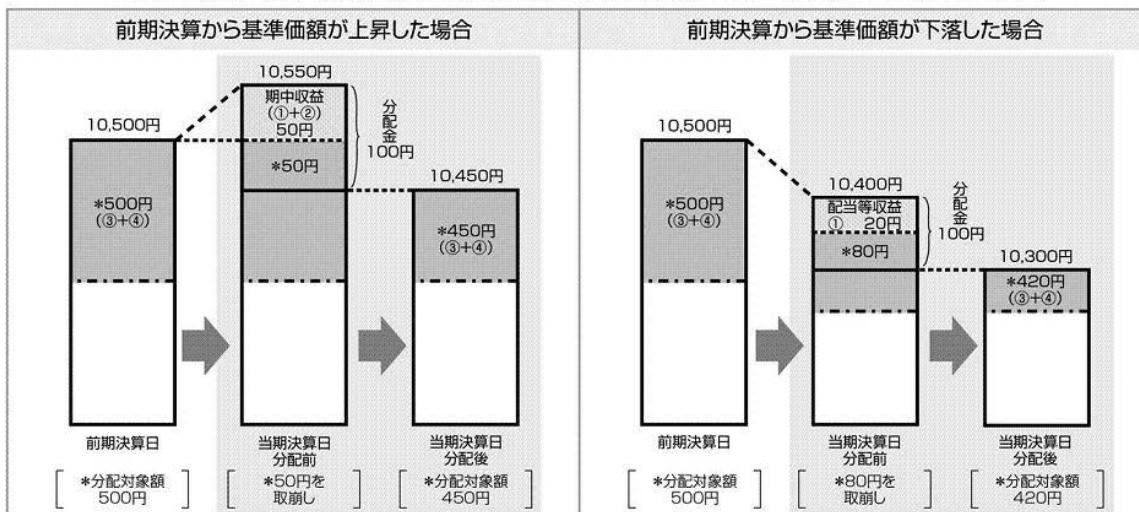
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるど、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



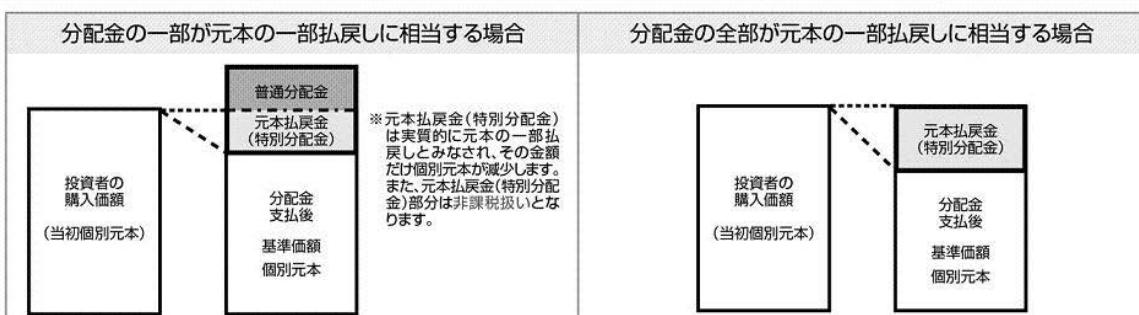
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するため設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第 24 条および約款第 25 条)

1. 委託会社は、株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。なお、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り行うことができるものとします。
2. 委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所※に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。

※「証券取引所」とは、金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。（以下同じ。）

② 投資信託証券(約款第 22 条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

③ 転換社債等(約款第 26 条)

委託会社は、同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限および約款第 33 条)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑤ 外国為替予約(約款第 34 条)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款第 26 条の 1 の 2）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 100 分の 10（ただし、同一発行体の発行するハイイールド債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 100 分の 2）、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場

合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑦ デリバティブ取引等(約款第 26 条の 2)

委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条第 10 号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑧ 有価証券先物取引等(約款第 27 条)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに（2）投資対象③ 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とし

ます。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および通貨にかかるオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産(外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象③ 1. から4. に掲げる金融商品で運用されている額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建

資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1. 2. 3. で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨ スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なもの

についてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記 3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
6. 前記 5.においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
7. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
8. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 有価証券の貸付(約款第 30 条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の空売り(約款第31条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2. 前記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑬ 公社債の借入れ(約款第32条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2. 前記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4. 前記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑭ 資金の借入れ(約款第41条)

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当(一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、

資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を上回らない範囲内とします。

3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

○ 同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

＜参考＞ルーミス米国ハイイールドマザーファンドの投資方針および主な投資制限

(1) 基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建てハイイールド債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

(2) 運用方法

① 主要投資対象

主として米国の米ドル建てハイイールド債を主要投資対象とします。

② 投資態度

1. 主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。

2. 投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社による B B+ 格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による Ba1 格以下の格付けが付与されている債券に投資をするとともに、ファンド全体の加重平均格付けをスタンダード・アンド・プアーズ社における B (フラット) 格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社における B2 格相当以上とすることを基本とします。

※ 当初設定時や運用期間中に多額の設定・解約が発生した場合などファンドの資金事情によっては、ハイイールド債以外の債券への投資比率を一時的に高めることができます。

3. ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。

4. 同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社による B B+ 格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による Ba1 格以下の格付けが付与されている債券）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 2 %を上限とします。

5. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。

6. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

7. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

8. 運用指図に関する権限の一部(円の余資運用以外の運用に関する権限)を、ルーミス・セイレス社に委託します。

③ 主な投資制限

1. 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
2. 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
3. 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
6. 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
7. スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
8. 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。
9. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%（ただし、同一発行体の発行するハイイールド債への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%）、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券への投資を通じて公社債などの値動きのある証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、

信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。このように、投資する債券等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。なお、ハイイールド債の価格は、一般的に金利変動より景気や企業業績などに起因する発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。したがって、景気回復局面では、金利上昇による影響を吸収し、債券価格が上昇することもあり、逆に、景気後退局面では、金利が低下しているにもかかわらず、発行体の信用状況の悪化等により、債券価格が下落し、当ファンドの基準価額が下がることもあります。

③ 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。当ファンドでは、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨（主として米ドル）と円との外国為替相場が円高となった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。当ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。当ファンドの主要投資先となっている米国がこうした状態に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、一部解約の請求金額が多額な場合や証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

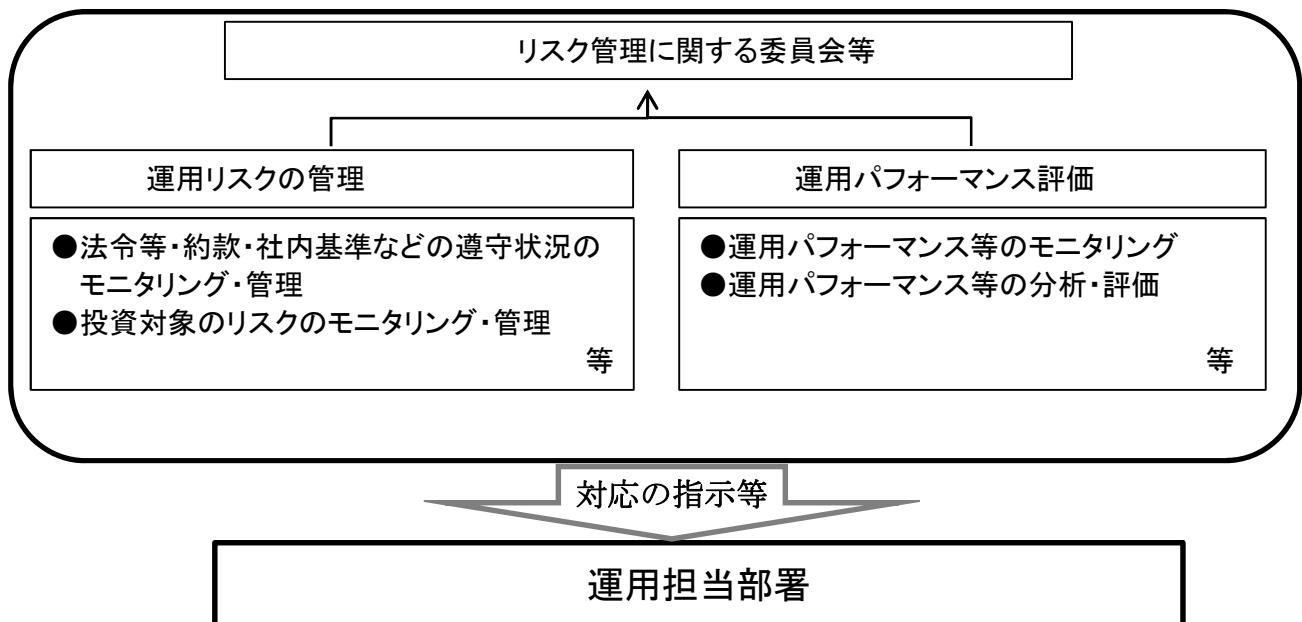
＜収益分配金に関する留意点＞

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



※リスク管理体制は平成29年1月末日現在のものであり、今後変更になることがあります。

なお、当マザーファンドにおいて、委託会社より運用に関する権限の委託を受けたルーミス・セイレス社は、以下の体制によりリスク管理を行います。

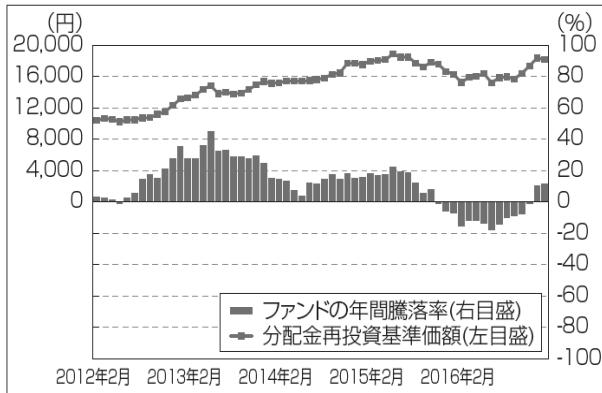
ファンドごとにコンプライアンス・スペシャリストが配置され、専用のシステムを活用しながら、全ての取引についてのチェックを行うとともに、ファンドの特性等についてもモニタリングを実施し、問題が生じた場合は所定のレポーティングを行い、迅速な是正処置を促します。さらにリスク管理委員会で定期的に、諸リスクについて分析・検討が行われます。

また、定量的なリスク管理をサポートするべくクオンツ・リサーチ・リスク・マネジメント・グループを設け、運用プロセスを補完する手法を開発し、各チームの機能をアシストしています。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

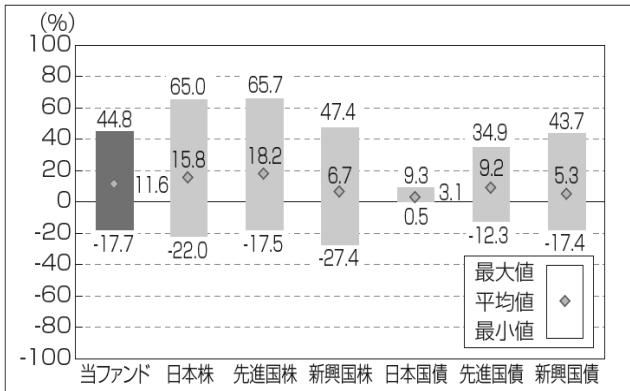
(参考情報) ファンドの値動き・代表的資産クラスとの年間騰落率の比較 (2012年2月～2017年1月)

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 ■当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）

年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。



上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2012年2月～2017年1月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。

当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

* 各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数（TOPIX）配当込み

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み・円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み・円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）

※株式の指標は、配当を考慮したものです。また、海外（先進国・新興国）の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「東証株価指数（TOPIX）」とは、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指標化したものです。同指標は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス」とは、MSCI インク（以下、MSCI）が開発した株価指標で、日本を除く世界の主要先進国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI が開発した株価指標で、新興国の株価指標を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-BPI 国債」とは、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指標です。同指標の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成績等に関して一切責任を負いません。

「シティ世界国債インデックス（除く日本）」とは、Citigroup Index LLC が開発した債券指標で、日本を除く世界主要国の国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標は、Citigroup Index LLC の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利は、Citigroup Index LLC が有しています。

「JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド」とは、JP モルガン・セキュリティーズ・インクが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は JP モルガン・セキュリティーズ・インクに帰属します。また、同社は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、手数料率の上限は3.24%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。
- ⑤ 販売会社で支払いを受けた換金代金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＜申込手数料を対価とする役務の内容＞

商品説明、募集・販売の取扱い事務等の対価

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.62%（税抜 1.5%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.85%	0.60%	0.05%

※ ルーミス・セイレス社が受け取る当ファンドにかかるマザーファンドの投資顧問報酬の額（マザーファンドの信託財産の月末純資産総額の平均値に対し、年 0.55%の率を乗じて得た額を原則としてマザーファンドにおける当ファンドの出資比率で按分した額）は、円の余資以外の運用の対価等として、委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁するものとします。

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	信託財産の管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

<主要なその他の手数料等を対価とする役務の内容>

信託財産に関する租税	有価証券の取引の都度発生する有価証券取引税、有価証券の受取配当金に係る税、有価証券の譲渡益に係る税等
信託事務の処理に要する諸費用	事務処理に係る諸経費
信託財産の財務諸表の監査に要する費用	監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
外国における資産の保管等に要する費用	外国における保管銀行等に支払う有価証券等の保管等に要する費用
組入有価証券の売買時の売買委託手数料	有価証券等の売買の際、金融商品取引業者等に支払う手数料

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ① 個人、法人別の課税の取扱いについて
 1. 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要

はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

＜一部解約時および償還時＞

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、20.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%、地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

＜損益通算について＞

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（申告分離課税を選択したものに限ります。以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

※少額投資非課税制度をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニア NISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご留意ください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税 15%、復興特別所得税 0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度の適用はありません。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本か

ら当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

※ 上記の内容は平成 29 年 1 月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

以下の運用状況は平成 29 年 1 月 31 日現在です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第 3 位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

(1) 【投資状況】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	627, 445, 339	99. 35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4, 052, 173	0. 64
合計(純資産総額)		631, 497, 512	100. 00

(参考) ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	アメリカ	506, 918, 478	80. 79
	カナダ	47, 886, 386	7. 63
	ルクセンブルグ	13, 098, 194	2. 08
	イギリス	12, 260, 068	1. 95
	オーストラリア	7, 423, 143	1. 18
	ケイマン諸島	5, 638, 887	0. 89
	バミューダ	593, 576	0. 09
小計		593, 818, 732	94. 64
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	33, 621, 049	5. 35
合計(純資産総額)		627, 439, 781	100. 00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ルーミス米国ハイイールドマザーファンド	277, 274, 886	2. 2818	632, 685, 834	2. 2629	627, 445, 339	99. 35

ロ. 種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	99. 35
合計		99. 35

(参考) ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	SABINE PASS LIQUE 5.625%	100,000	12,291.48	12,291,480	12,277.82	12,277,823	5.625	2021年2月1日	1.95
2	アメリカ	社債券	MGM RESORTS INTL 6%	95,000	12,291.48	11,676,906	12,263.02	11,649,876	6	2023年3月15日	1.85
3	アメリカ	社債券	WINDSTREAM CORP 7.75%	95,000	11,541.47	10,964,398	11,608.62	11,028,189	7.75	2021年10月1日	1.75
4	アメリカ	社債券	HCA HOLDINGS INC 6.25%	90,000	12,291.48	11,062,332	12,209.53	10,988,583	6.25	2021年2月15日	1.75
5	アメリカ	社債券	CLEAR CHANNEL WORLD 7.625%	95,000	11,362.79	10,794,651	11,421.97	10,850,873	7.625	2020年3月15日	1.72
6	アメリカ	社債券	ALCATEL-LUCENT USA 6.45%	90,000	12,006.95	10,806,259	11,836.24	10,652,616	6.45	2029年3月15日	1.69
7	アメリカ	社債券	CSC HOLDINGS 5.25%	90,000	11,238.73	10,114,864	11,352.54	10,217,293	5.25	2024年6月1日	1.62
8	アメリカ	社債券	SIRIUS XM RADIO 5.375%	85,000	11,579.24	9,842,358	11,601.57	9,861,338	5.375	2025年4月15日	1.57
9	アメリカ	社債券	CYRUSONE LP/CYPUS 6.375%	80,000	12,014.06	9,611,254	12,006.95	9,605,564	6.375	2022年11月15日	1.53
10	イギリス	社債券	ROYAL BK SCOTLND 6.125%	80,000	11,980.77	9,584,623	12,004.67	9,603,743	6.125	2022年12月15日	1.53
11	アメリカ	社債券	WESTERN DIGITAL 10.5%	70,000	13,509.24	9,456,473	13,458.03	9,420,623	10.5	2024年4月1日	1.50
12	アメリカ	社債券	INVENTIV GRP HLDGS 7.5%	75,000	11,978.50	8,983,876	12,021.18	9,015,886	7.5	2024年10月1日	1.43
13	アメリカ	社債券	GLP CAPITAL LP 4.875%	70,000	11,950.05	8,365,035	11,978.50	8,384,952	4.875	2020年11月1日	1.33
14	アメリカ	社債券	VIZIENT INC 10.375%	60,000	12,974.53	7,784,720	12,960.67	7,776,402	10.375	2024年3月1日	1.23
15	アメリカ	社債券	MURPHY OIL USA INC 6%	62,000	11,985.62	7,431,089	11,974.22	7,424,018	6	2023年8月15日	1.18
16	アメリカ	社債券	MIDAS INT HOLDCO 7.875%	60,000	11,864.69	7,118,816	11,693.97	7,016,387	7.875	2022年10月1日	1.11
17	アメリカ	社債券	LADDER CAP FIN 5.875%	60,000	11,096.47	6,657,885	11,278.57	6,767,143	5.875	2021年8月1日	1.07
18	アメリカ	社債券	EQUINIX INC 5.375%	55,000	11,964.27	6,580,351	12,001.26	6,600,695	5.375	2022年1月1日	1.05
19	アメリカ	社債券	QUICKEN LOANS INC 5.75%	60,000	11,039.57	6,623,742	10,954.21	6,572,528	5.75	2025年5月1日	1.04
20	ルクセンブルグ	社債券	TELECOM IT CAP 7.175%	50,000	12,588.52	6,294,262	12,583.97	6,291,986	7.175	2019年6月18日	1.00
21	アメリカ	社債券	CONTINENTAL RES 5.0%	55,000	11,594.39	6,376,916	11,421.40	6,281,771	5	2022年9月15日	1.00
22	アメリカ	社債券	SLM CORP 8.45%	50,000	12,244.81	6,122,409	12,092.31	6,046,156	8.45	2018年6月15日	0.96
23	アメリカ	社債券	UNITED RENTALS 5.5%	50,000	11,637.07	5,818,536	11,836.24	5,918,120	5.5	2025年7月15日	0.94
24	アメリカ	社債券	KRATON POLYMERS 10.5%	45,000	13,031.24	5,864,060	12,960.11	5,832,051	10.5	2023年4月15日	0.92
25	アメリカ	社債券	WHITING PETROLEUM 5%	50,000	11,437.90	5,718,953	11,555.13	5,777,565	5	2019年3月15日	0.92
26	アメリカ	社債券	SPRINT CORP 7.25%	45,000	12,270.99	5,521,947	12,219.78	5,498,901	7.25	2021年9月15日	0.87
27	アメリカ	社債券	WESTERN REFINING 6.25%	45,000	11,779.33	5,300,700	11,807.78	5,313,504	6.25	2021年4月1日	0.84
28	アメリカ	社債券	ECLIPSE RESOURCES 8.875%	45,000	11,693.97	5,262,290	11,779.33	5,300,701	8.875	2023年7月15日	0.84
29	アメリカ	社債券	CCO HLDGS LLC/CAP 5.25%	45,000	11,754.29	5,289,434	11,757.71	5,290,970	5.25	2022年9月30日	0.84
30	アメリカ	社債券	FELCOR LODGING 5.625%	45,000	11,665.52	5,249,486	11,693.97	5,262,290	5.625	2023年3月1日	0.83

□. 種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
社債券	外国	94.64
合計		94.64

② 【投資不動産物件】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

該当事項はありません。

(参考) ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

該当事項はありません。

(参考) ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

平成 29 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額 (百万円)		1 口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 5 特定期間末 (平成 19 年 7 月 20 日)	16,509	16,607	1.0072	1.0132
第 6 特定期間末 (平成 20 年 1 月 21 日)	12,490	12,581	0.8241	0.8301
第 7 特定期間末 (平成 20 年 7 月 22 日)	9,936	10,012	0.7850	0.7910
第 8 特定期間末 (平成 21 年 1 月 20 日)	4,595	4,655	0.4593	0.4653
第 9 特定期間末 (平成 21 年 7 月 21 日)	5,661	5,724	0.5326	0.5386
第 10 特定期間末 (平成 22 年 1 月 20 日)	5,792	5,842	0.5775	0.5825
第 11 特定期間末 (平成 22 年 7 月 20 日)	3,460	3,485	0.5431	0.5471
第 12 特定期間末 (平成 23 年 1 月 20 日)	2,223	2,236	0.5392	0.5422
第 13 特定期間末 (平成 23 年 7 月 20 日)	1,578	1,587	0.5286	0.5316
第 14 特定期間末 (平成 24 年 1 月 20 日)	1,120	1,126	0.4895	0.4920
第 15 特定期間末 (平成 24 年 7 月 20 日)	996	1,001	0.5177	0.5202
第 16 特定期間末 (平成 25 年 1 月 21 日)	1,007	1,011	0.6185	0.6210
第 17 特定期間末 (平成 25 年 7 月 22 日)	960	964	0.6691	0.6716
第 18 特定期間末 (平成 26 年 1 月 20 日)	949	952	0.7035	0.7060
第 19 特定期間末 (平成 26 年 7 月 22 日)	815	817	0.6906	0.6931
第 20 特定期間末 (平成 27 年 1 月 20 日)	861	864	0.7625	0.7650
第 21 特定期間末 (平成 27 年 7 月 21 日)	873	875	0.8072	0.8097
第 22 特定期間末 (平成 28 年 1 月 20 日)	630	632	0.6650	0.6675
第 23 特定期間末 (平成 28 年 7 月 20 日)	610	613	0.6663	0.6688
第 24 特定期間末 (平成 29 年 1 月 20 日)	637	639	0.7400	0.7425
平成 28 年 1 月末日	647	—	0.6881	—
2 月末日	601	—	0.6419	—
3 月末日	623	—	0.6652	—
4 月末日	622	—	0.6690	—
5 月末日	625	—	0.6804	—
6 月末日	578	—	0.6302	—
7 月末日	600	—	0.6548	—
8 月末日	581	—	0.6565	—
9 月末日	564	—	0.6433	—
10 月末日	585	—	0.6694	—
11 月末日	612	—	0.7059	—
12 月末日	641	—	0.7438	—
平成 29 年 1 月末日	631	—	0.7335	—

(注) 表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第5特定期間	平成19年1月23日～平成19年7月20日	0.0960
第6特定期間	平成19年7月21日～平成20年1月21日	0.0360
第7特定期間	平成20年1月22日～平成20年7月22日	0.0360
第8特定期間	平成20年7月23日～平成21年1月20日	0.0360
第9特定期間	平成21年1月21日～平成21年7月21日	0.0360
第10特定期間	平成21年7月22日～平成22年1月20日	0.0300
第11特定期間	平成22年1月21日～平成22年7月20日	0.0260
第12特定期間	平成22年7月21日～平成23年1月20日	0.0210
第13特定期間	平成23年1月21日～平成23年7月20日	0.0180
第14特定期間	平成23年7月21日～平成24年1月20日	0.0170
第15特定期間	平成24年1月21日～平成24年7月20日	0.0150
第16特定期間	平成24年7月21日～平成25年1月21日	0.0150
第17特定期間	平成25年1月22日～平成25年7月22日	0.0150
第18特定期間	平成25年7月23日～平成26年1月20日	0.0150
第19特定期間	平成26年1月21日～平成26年7月22日	0.0150
第20特定期間	平成26年7月23日～平成27年1月20日	0.0150
第21特定期間	平成27年1月21日～平成27年7月21日	0.0150
第22特定期間	平成27年7月22日～平成28年1月20日	0.0150
第23特定期間	平成28年1月21日～平成28年7月20日	0.0150
第24特定期間	平成28年7月21日～平成29年1月20日	0.0150

③【収益率の推移】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

期	計算期間	収益率 (%)
第 5 特定期間	平成 19 年 1 月 23 日～平成 19 年 7 月 20 日	1.64
第 6 特定期間	平成 19 年 7 月 21 日～平成 20 年 1 月 21 日	△14.60
第 7 特定期間	平成 20 年 1 月 22 日～平成 20 年 7 月 22 日	△0.38
第 8 特定期間	平成 20 年 7 月 23 日～平成 21 年 1 月 20 日	△36.90
第 9 特定期間	平成 21 年 1 月 21 日～平成 21 年 7 月 21 日	23.80
第 10 特定期間	平成 21 年 7 月 22 日～平成 22 年 1 月 20 日	14.06
第 11 特定期間	平成 22 年 1 月 21 日～平成 22 年 7 月 20 日	△1.45
第 12 特定期間	平成 22 年 7 月 21 日～平成 23 年 1 月 20 日	3.15
第 13 特定期間	平成 23 年 1 月 21 日～平成 23 年 7 月 20 日	1.37
第 14 特定期間	平成 23 年 7 月 21 日～平成 24 年 1 月 20 日	△4.18
第 15 特定期間	平成 24 年 1 月 21 日～平成 24 年 7 月 20 日	8.83
第 16 特定期間	平成 24 年 7 月 21 日～平成 25 年 1 月 21 日	22.37
第 17 特定期間	平成 25 年 1 月 22 日～平成 25 年 7 月 22 日	10.61
第 18 特定期間	平成 25 年 7 月 23 日～平成 26 年 1 月 20 日	7.38
第 19 特定期間	平成 26 年 1 月 21 日～平成 26 年 7 月 22 日	0.30
第 20 特定期間	平成 26 年 7 月 23 日～平成 27 年 1 月 20 日	12.58
第 21 特定期間	平成 27 年 1 月 21 日～平成 27 年 7 月 21 日	7.83
第 22 特定期間	平成 27 年 7 月 22 日～平成 28 年 1 月 20 日	△15.76
第 23 特定期間	平成 28 年 1 月 21 日～平成 28 年 7 月 20 日	2.45
第 24 特定期間	平成 28 年 7 月 21 日～平成 29 年 1 月 20 日	13.31

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 小数点第3位四捨五入。

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。

(4) 【設定及び解約の実績】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第 5 特定期間	平成 19 年 1 月 23 日～平成 19 年 7 月 20 日	1,439,329,002	1,711,691,909	16,391,656,970
第 6 特定期間	平成 19 年 7 月 21 日～平成 20 年 1 月 21 日	776,928,412	2,011,456,586	15,157,128,796
第 7 特定期間	平成 20 年 1 月 22 日～平成 20 年 7 月 22 日	428,126,463	2,927,979,830	12,657,275,429
第 8 特定期間	平成 20 年 7 月 23 日～平成 21 年 1 月 20 日	780,705,350	3,432,987,919	10,004,992,860
第 9 特定期間	平成 21 年 1 月 21 日～平成 21 年 7 月 21 日	2,440,018,475	1,814,825,721	10,630,185,614
第 10 特定期間	平成 21 年 7 月 22 日～平成 22 年 1 月 20 日	3,370,322,320	3,969,395,810	10,031,112,124
第 11 特定期間	平成 22 年 1 月 21 日～平成 22 年 7 月 20 日	574,629,670	4,234,717,789	6,371,024,005
第 12 特定期間	平成 22 年 7 月 21 日～平成 23 年 1 月 20 日	32,819,028	2,279,932,011	4,123,911,022
第 13 特定期間	平成 23 年 1 月 21 日～平成 23 年 7 月 20 日	17,576,141	1,154,443,446	2,987,043,717
第 14 特定期間	平成 23 年 7 月 21 日～平成 24 年 1 月 20 日	6,224,786	704,487,610	2,288,780,893
第 15 特定期間	平成 24 年 1 月 21 日～平成 24 年 7 月 20 日	29,978,264	393,016,839	1,925,742,318
第 16 特定期間	平成 24 年 7 月 21 日～平成 25 年 1 月 21 日	5,404,540	302,308,796	1,628,838,062
第 17 特定期間	平成 25 年 1 月 22 日～平成 25 年 7 月 22 日	9,248,835	202,387,776	1,435,699,121
第 18 特定期間	平成 25 年 7 月 23 日～平成 26 年 1 月 20 日	10,398,364	97,159,425	1,348,938,060
第 19 特定期間	平成 26 年 1 月 21 日～平成 26 年 7 月 22 日	56,162,271	224,983,581	1,180,116,750
第 20 特定期間	平成 26 年 7 月 23 日～平成 27 年 1 月 20 日	14,970,518	65,188,996	1,129,898,272
第 21 特定期間	平成 27 年 1 月 21 日～平成 27 年 7 月 21 日	18,379,987	66,694,755	1,081,583,504
第 22 特定期間	平成 27 年 7 月 22 日～平成 28 年 1 月 20 日	15,811,805	149,306,057	948,089,252
第 23 特定期間	平成 28 年 1 月 21 日～平成 28 年 7 月 20 日	5,727,668	37,183,914	916,633,006
第 24 特定期間	平成 28 年 7 月 21 日～平成 29 年 1 月 20 日	6,682,610	61,532,034	861,783,582

«参考情報»

(2017年1月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(1万口当たり)



※基準価額および分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。(以下同じ。)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

2017年1月	25円
2016年12月	25円
2016年11月	25円
2016年10月	25円
2016年9月	25円
直近1年間累計	300円
設定来累計	6,747円

設定来: 2005年1月28日以降

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

主要な資産の状況

※各比率は実質的な組入比率です。組入比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

＜資産の組入比率＞

資産の種類	国内／外国	比率(%)
債券	外国	94.0
現金・預金・その他の資産		6.0
合計		100.0

＜公社債の格付け別組入比率＞

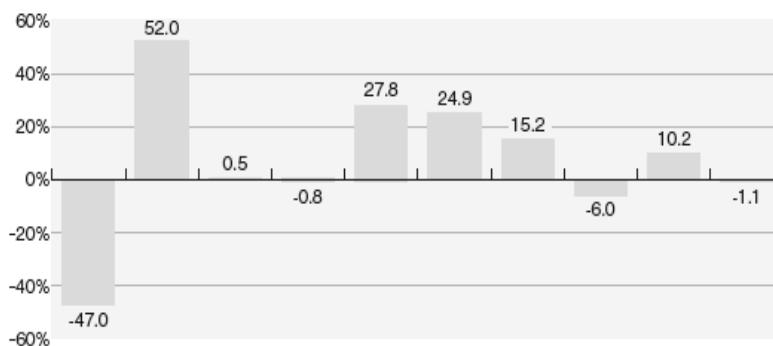
格付け	比率(%)
BBB以上	4.3
BB+	15.5
BB	17.1
BB-	20.3
B+	12.6
B	7.6
B-	8.3
CCC+	8.1
CCC	0.1
CCC-	0.0
CC	0.0
C以下	0.0
無格付け	0.0

＜組入上位10銘柄＞ 組入銘柄数179銘柄

順位	銘柄名	種類(種別)	国／地域	通貨	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	サビン・バス・リクイファクション	社債券	アメリカ	米ドル	5.625	2021年2月1日	1.9
2	MGMリゾーツ・インターナショナル	社債券	アメリカ	米ドル	6.000	2023年3月15日	1.8
3	ウインドストリーム	社債券	アメリカ	米ドル	7.750	2021年10月1日	1.7
4	HCAホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	6.250	2021年2月15日	1.7
5	クリア チャンネル ワールドワイド	社債券	アメリカ	米ドル	7.625	2020年3月15日	1.7
6	アルカテル・ルーセントUSA	社債券	アメリカ	米ドル	6.450	2029年3月15日	1.7
7	CSCホールディングス	社債券	アメリカ	米ドル	5.250	2024年6月1日	1.6
8	シリウスXMラジオ	社債券	アメリカ	米ドル	5.375	2025年4月15日	1.6
9	サイラスワン	社債券	アメリカ	米ドル	6.375	2022年11月15日	1.5
10	ロイヤルバンク・オブ・スコットランド	社債券	イギリス	米ドル	6.125	2022年12月15日	1.5

※格付けはS&P社、Moody's社のうち、
高い方の格付けを採用しています。
(表記方法はS&P社に準拠)

年間收益率の推移(暦年ベース)



※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

※年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※当ファンドにはベンチマークはありません。
※2017年は1月末までの收益率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、お申込みの受付けはいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）によるお申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、受益権を1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。
また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権を

もって行うものとします。

- (3) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものをお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号*
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

* 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- この場合、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

公社債等：計算日*における以下のいずれかの価額

- 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- 金融商品取引業者、銀行などの提示する価額(売り気配相場を除きます。)
- 価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

* 外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成 17 年 1 月 28 日から平成 29 年 7 月 20 日までとします。

(4) 【計算期間】

原則として毎月 21 日から翌月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は平成 17 年 1 月 28 日から平成 17 年 2 月 20 日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の口数が 10 億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。

c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。

d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うこ

とが困難な場合には適用しません。

f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。

4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。

5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3カ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 当ファンドが主要投資対象とする「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」における委託会社と投資顧問会社との間の運用委託契約の契約期間は、当該マザーファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、運用委託契約のいずれの当事者も、3カ月前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、1月と7月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の

名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して 5 営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成29年3月10日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	湯原 尚 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	山野 浩 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]の平成28年7月21日から平成29年1月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ルーミス米国ハイイールドファンド[毎月決算型]の平成29年1月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アセットマネジメント One 株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成 28 年 7 月 20 日現在)	当期 (平成 29 年 1 月 20 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7, 576, 265	8, 328, 703
親投資信託受益証券	606, 255, 221	632, 685, 834
流動資産合計	613, 831, 486	641, 014, 537
資産合計	613, 831, 486	641, 014, 537
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2, 291, 582	2, 154, 458
未払解約金	8, 043	278, 166
未払受託者報酬	25, 961	29, 476
未払委託者報酬	752, 851	854, 814
未払利息	20	10
その他未払費用	2, 066	2, 351
流動負債合計	3, 080, 523	3, 319, 275
負債合計	3, 080, 523	3, 319, 275
純資産の部		
元本等		
元本	916, 633, 006	861, 783, 582
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△305, 882, 043	△224, 088, 320
(分配準備積立金)	53, 933, 424	53, 643, 866
元本等合計	610, 750, 963	637, 695, 262
純資産合計	610, 750, 963	637, 695, 262
負債純資産合計	613, 831, 486	641, 014, 537

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成 28 年 1 月 21 日 至 平成 28 年 7 月 20 日)	当期 (自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
営業収益		
受取利息	118	-
有価証券売買等損益	19,844,024	80,930,613
営業収益合計	19,844,142	80,930,613
営業費用		
支払利息	1,451	1,722
受託者報酬	163,968	162,765
委託者報酬	4,754,946	4,720,212
その他費用	14,671	12,961
営業費用合計	4,935,036	4,897,660
営業利益又は営業損失（△）	14,909,106	76,032,953
経常利益又は経常損失（△）	14,909,106	76,032,953
当期純利益又は当期純損失（△）	14,909,106	76,032,953
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△116,780	△574,053
期首剩余金又は期首次損金（△）	△317,626,040	△305,882,043
剩余金増加額又は欠損金減少額	12,630,618	20,356,655
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	12,630,618	20,356,655
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剩余金減少額又は欠損金増加額	2,000,463	2,074,641
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	2,000,463	2,074,641
分配金	13,912,044	13,095,297
期末剩余金又は期末欠損金（△）	△305,882,043	△224,088,320

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 (自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 (平成 28 年 7 月 20 日現在)	当期 (平成 29 年 1 月 20 日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数 916,633,006 口	1 特定期間末日における受益権の総数 861,783,582 口
2 元本の欠損金額 純資産額は元本を 305,882,043 円下回っております。	2 元本の欠損金額 純資産額は元本を 224,088,320 円下回っております。
3 特定期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 (1 万口当たり純資産の額)	3 特定期間末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産の額 (1 万口当たり純資産の額)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 平成 28 年 1 月 21 日 至 平成 28 年 7 月 20 日)	当期 (自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
1 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	1 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。
委託費用 1,662,445 円	委託費用 1,643,834 円
2 分配金の計算過程	2 分配金の計算過程
<p>第 133 期計算期間（平成 28 年 1 月 21 日から平成 28 年 2 月 22 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,995,750 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,494,813 円）、分配準備積立金（51,812,648 円）より、分配対象収益は 66,303,211 円（1 万口当たり 707 円）であり、うち 2,342,369 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 134 期計算期間（平成 28 年 2 月 23 日から平成 28 年 3 月 22 日）末に、費用控除後の配当等収益（3,339,686 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,543,190 円）、分配準備積立金（52,462,740 円）より、分配対象収益は 67,345,616 円（1 万口当たり 718 円）であり、うち 2,343,975 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 135 期計算期間（平成 28 年 3 月 23 日から平成 28 年 4 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,523,751 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,532,451 円）、分配準備積立金（53,130,840 円）より、分配対象収益は 67,187,042 円（1 万口当たり 720 円）であり、うち 2,331,718 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 136 期計算期間（平成 28 年 4 月 21 日から平成 28 年 5 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（3,084,731 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,431,284 円）、分配準備積立金（52,681,362 円）より、分配対象収益は 67,197,377 円（1 万口当たり 728 円）であり、うち 2,304,987 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 137 期計算期間（平成 28 年 5 月 21 日から平成 28 年 6 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,504,650 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,446,867 円）、分配準備積立金（53,233,916 円）より、分配対象収益は 67,185,433 円（1 万口当たり 731 円）であり、うち 2,297,413 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 138 期計算期間（平成 28 年 6 月 21 日から平成 28 年 7 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（3,044,422 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,547,239 円）、分配準備積立金（53,180,584 円）より、分配対象収益は 67,772,245 円（1 万口当たり 739 円）であり、うち 2,291,582 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p>	<p>第 139 期計算期間（平成 28 年 7 月 21 日から平成 28 年 8 月 22 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,552,735 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,204,842 円）、分配準備積立金（52,114,570 円）より、分配対象収益は 65,872,147 円（1 万口当たり 743 円）であり、うち 2,215,901 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 140 期計算期間（平成 28 年 8 月 23 日から平成 28 年 9 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,463,568 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,159,745 円）、分配準備積立金（52,052,226 円）より、分配対象収益は 65,675,539 円（1 万口当たり 746 円）であり、うち 2,200,410 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 141 期計算期間（平成 28 年 9 月 21 日から平成 28 年 10 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,785,831 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,223,608 円）、分配準備積立金（51,890,942 円）より、分配対象収益は 65,900,381 円（1 万口当たり 753 円）であり、うち 2,187,765 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 142 期計算期間（平成 28 年 10 月 21 日から平成 28 年 11 月 21 日）末に、費用控除後の配当等収益（3,137,808 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,205,071 円）、分配準備積立金（52,158,843 円）より、分配対象収益は 66,501,722 円（1 万口当たり 764 円）であり、うち 2,175,746 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 143 期計算期間（平成 28 年 11 月 22 日から平成 28 年 12 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（3,064,688 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,175,656 円）、分配準備積立金（52,716,169 円）より、分配対象収益は 66,956,513 円（1 万口当たり 774 円）であり、うち 2,161,017 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p> <p>第 144 期計算期間（平成 28 年 12 月 21 日から平成 29 年 1 月 20 日）末に、費用控除後の配当等収益（2,461,415 円）、有価証券売買等損益（0 円）、収益調整金（11,266,244 円）、分配準備積立金（53,336,909 円）より、分配対象収益は 67,064,568 円（1 万口当たり 778 円）であり、うち 2,154,458 円（1 万口当たり 25 円）を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 平成 28 年 1 月 21 日 至 平成 28 年 7 月 20 日)	当期 (自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っています。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (平成 28 年 7 月 20 日現在)	当期 (平成 29 年 1 月 20 日現在)
1 貸借対照表における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

前期(自 平成 28 年 1 月 21 日 至 平成 28 年 7 月 20 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	28,659,005
合計	28,659,005

当期(自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	△1,358,648
合計	△1,358,648

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成 28 年 1 月 21 日 至 平成 28 年 7 月 20 日)	当期 (自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

項目	期別	前期 (平成 28 年 7 月 20 日現在)	当期 (平成 29 年 1 月 20 日現在)
期首元本額		948, 089, 252 円	916, 633, 006 円
期中追加設定元本額		5, 727, 668 円	6, 682, 610 円
期中一部解約元本額		37, 183, 914 円	61, 532, 034 円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成 29 年 1 月 20 日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本・円	ルーミス米国ハイイールドマザーフ ンド	277, 274, 886	632, 685, 834	
	小計	銘柄数 : 1 組入時価比率 : 99. 2%	277, 274, 886	632, 685, 834 100. 0%	
		合計		632, 685, 834	

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ルーミス米国ハイイールドマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

(単位：円)

(平成 29 年 1 月 20 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	25,083,547
コール・ローン	39,480
社債券	602,668,721
未収入金	1,751,000
未収利息	9,359,446
前払費用	822,832
流動資産合計	639,725,026
資産合計	639,725,026
負債の部	
流動負債	
未払金	7,035,665
流動負債合計	7,035,665
負債合計	7,035,665
純資産の部	
元本等	
元本	277,274,886
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	355,414,475
元本等合計	632,689,361
純資産合計	632,689,361
負債純資産合計	639,725,026

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 原則として時価で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は計算期間末日に残高がある場合、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成 29 年 1 月 20 日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	277, 274, 886 口
2 計算期間末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産の額 (1 万口当たり純資産の額) 2, 2818 円 (22, 818 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは、外貨建証券の売買等の決済に伴い必要となる外貨の売買のために、為替予約取引を行っております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。 リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。 なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成 29 年 1 月 20 日現在)
1 貸借対照表における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 社債券</p> <p>①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

(自 平成 28 年 7 月 21 日 至 平成 29 年 1 月 20 日)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
社債券	14,822,266
合計	14,822,266

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	期別	(平成 29 年 1 月 20 日現在)
期首		平成 28 年 7 月 21 日
親投資信託の期首における元本額		304,559,038 円
期中追加設定元本額		一円
期中一部解約元本額		27,284,152 円
期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		277,274,886 円
ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]		277,274,886 円

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成29年1月20日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米・ドル	A SCHULMAN INC 6.875%	20,000.00	21,050.00	
		AES CORP/VA 6%	5,000.00	5,158.00	
		AES CORP/VA 7.375%	20,000.00	22,400.00	
		AIRCASTLE LTD 5.5%	5,000.00	5,300.00	
		ALCATEL-LUCENT USA 6.45%	90,000.00	94,950.00	
		ALLEGHENY TECH 5.875% MC	10,000.00	9,889.00	
		ALLEGHENY TECH 5.95%	30,000.00	28,950.00	
		ALLEGIANT TRAVEL 5.5%	5,000.00	5,130.50	
		ALLY FINANCIAL INC 4.125%	25,000.00	25,325.00	
		AMERIGAS PART/FIN 5.5%	10,000.00	10,250.00	
		ANTERO RESOURCES 5.125%	15,000.00	15,115.50	
		ARCELORMITTAL 7.25% RT	30,000.00	34,011.00	
		ASBURY AUTOMOTIVE 6%	17,000.00	17,467.50	
		ATRIUM WINDOWS 7.75%	10,000.00	9,350.00	
		AVON INTERNATIONAL 7.875%	15,000.00	15,851.25	
		BEACON ROOFING 6.375%	35,000.00	37,362.50	
		BLUE CUBE SPINCO 9.75%	35,000.00	41,562.50	
		BMC EAST LLC 5.5%	30,000.00	30,336.00	
		BOMBARDIER INC 8.75%	20,000.00	21,230.00	
		CALIFORNIA RESOURCES 6%	2,000.00	1,440.00	
		CALIFORNIA RESOURCES 8%	40,000.00	35,200.00	
		CCO HLDGS LLC/CAP 5.25%	45,000.00	46,476.00	
		CCO HLDGS LLC/CAP 5.75%	30,000.00	31,573.20	
		CCO HLDGS LLC/CAP 5.75%	25,000.00	26,095.00	
		CENOVUS ENERGY INC 3.8%	10,000.00	9,700.00	
		CENOVUS ENERGY INC 3%	10,000.00	9,768.00	
		CENTENE CORP 4.75%	15,000.00	14,821.50	

	CENTENE ESCROW CORP 6.125%	5,000.00	5,337.50	
	CENTURYLINK INC 7.6%	35,000.00	31,132.50	
	CENTURYLINK INC 7.65%	20,000.00	17,800.00	
	CHESAPEAKE ENERGY 8%	27,000.00	28,586.25	
	CHESAPEAKE ENERGY 8%	5,000.00	5,031.25	
	CHS/COMMU 6.875%	20,000.00	13,838.00	
	CINCINNATI BELL INC 7%	25,000.00	26,437.50	
	CITIZENS COMM 7.0%	15,000.00	11,868.00	
	CLEAR CHANNEL COMMU 9%	25,000.00	20,832.50	
	CLEAR CHANNEL WORLD 7.625%	95,000.00	94,848.00	
	COMMSCOPE TECH 6%	15,000.00	16,050.00	
	COMMUNICATIONS SALES 6%	10,000.00	10,525.00	
	CONTINENTAL RES 4.5%	15,000.00	14,775.00	
	CONTINENTAL RES 5.0%	55,000.00	56,031.25	
	CRESTWOOD MIDST 6.25%	30,000.00	30,975.00	
	CSC HOLDINGS 5.25%	90,000.00	88,875.00	
	CYRUSONE LP/CYPUS 6.375%	80,000.00	84,450.00	
	DIAMOND 1 FIN 5.45%	25,000.00	26,773.25	
	DIAMOND 1 FIN 7.125%	5,000.00	5,520.50	
	DISH DBS CORP 5.125%	35,000.00	36,151.50	
	DISH DBS CORP 7.75%	30,000.00	33,714.00	
	DYNEGY INC 5.875%	25,000.00	22,437.50	
	DYNEGY INC 8%	5,000.00	4,793.85	
	ECLIPSE RESOURCES 8.875%	45,000.00	46,237.50	
	ENGILITY CORP 8.875%	25,000.00	26,620.55	
	ENGILITY CORP 8.875%	10,000.00	10,712.50	
	ENSCO PLC 5.75%	30,000.00	22,917.00	
	EQUINIX INC 5.375%	55,000.00	57,818.75	
	FELCOR LODGING 5.625%	45,000.00	46,125.00	
	FIRST DATA CORP 5.375%	30,000.00	31,413.00	
	FIRST QUANTUM MINE 6.75%	20,000.00	20,300.00	
	FIRST QUANTUM MINE 7%	20,000.00	20,350.00	
	FMG RESOURCES 9.75%	20,000.00	23,200.00	
	FREEPORT-MCMORAN 5.45%	50,000.00	42,305.00	

	FRONTIER COMMUNICA 11%	25,000.00	25,502.50	
	FRONTIER COMMUNICA10.5%	25,000.00	26,315.00	
	FRONTIER COMMUNICA8.875%	5,000.00	5,375.50	
	GFL ENVIRONMENTAL 7.875%	25,000.00	25,985.00	
	GFL ENVIRONMENTAL 9.875%	40,000.00	43,800.00	
	GIBSON ENERGY INC 6.75%	35,000.00	36,312.50	
	GLP CAPITAL LP 4.875%	70,000.00	73,500.00	
	GOODYEAR TIRE 5%	10,000.00	10,018.00	
	GROUP 1 AUTOMOTIVE 5% MC	25,000.00	25,125.00	
	GTT ESCROW CORP 7.875%	15,000.00	15,464.07	
	GULFPORT ENERGY 6%	25,000.00	25,562.50	
	HANESBRANDS INC 4.625%	5,000.00	4,965.50	
	HANESBRANDS INC 4.875%	5,000.00	4,943.50	
	HCA HOLDINGS INC 6.25%	90,000.00	97,200.00	
	HILTON GRAND VACA 6.125%	10,000.00	10,467.08	
	HOLLY ENERGY PARTNERS 6%	25,000.00	26,067.50	
	HOLOGIC INC 5.25%	15,000.00	15,681.00	
	HUB HOLDINGS 8.125%	30,000.00	30,318.75	
	HUNTINGTON Ingalls 5%	10,000.00	10,480.43	
	ICAHN ENTERPRISES 4.875%	20,000.00	20,300.00	
	ICAHN ENTERPRISES 6.25%	10,000.00	9,788.00	
	ICAHN ENTERPRISES 6.75%	15,000.00	14,550.00	
	INTELSAT JACKSON 8%	25,000.00	25,625.00	
	INVENTIV GRP HLDGS 7.5%	75,000.00	78,937.50	
	ISTAR FINANCIAL INC 5%	40,000.00	40,300.00	
	KAISEL ALUMINUM 5.875%	30,000.00	31,125.00	
	KINDRED HEALTHCARE6.375%	15,000.00	13,291.50	
	KOPPERS INC 6%	5,000.00	5,109.40	
	KRATON POLYMERS 10.5%	20,000.00	22,800.00	
	KRATON POLYMERS 10.5%	45,000.00	51,525.00	
	L BRANDS INC 6.625%	25,000.00	27,520.00	
	LADDER CAP FIN 5.875%	60,000.00	58,500.00	
	LAMB WESTON HLD 4.625%	20,000.00	20,274.00	
	LEVEL 3 COMMUNICAT 5.75%	20,000.00	20,674.00	

	LSC COMMUNICATIONS 8.75%	20,000.00	21,000.00	
	LUNDIN MINING CORP 7.5%	25,000.00	26,887.02	
	LUNDIN MINING CORP 7.875%	15,000.00	16,331.25	
	MEG ENERGY CORP 6.375%	15,000.00	14,091.00	
	MEG ENERGY CORP 6.5%	20,000.00	20,450.00	
	MEG ENERGY CORP 6.5%	20,000.00	20,325.00	
	MEG ENERGY CORP 7%	15,000.00	14,175.00	
	MGM RESORTS INTL 6%	95,000.00	102,600.00	
	MICRON TECHNOLOGY 5.625%	30,000.00	30,000.00	
	MICRON TECHNOLOGY 7.5%	40,000.00	44,160.00	
	MICROSEMI CORP 9.125%	50,000.00	58,250.00	
	MIDAS INT HOLDCO 7.875%	60,000.00	62,550.00	
	MPH ACQUISITION 7.125%	10,000.00	10,568.40	
	MURPHY OIL CORP 6.875%	15,000.00	15,955.50	
	MURPHY OIL USA INC 6%	62,000.00	65,293.81	
	NCI BUILDING SYS 8.25%	20,000.00	21,650.00	
	NCI BUILDING SYS 8.25%	30,000.00	32,700.00	
	NGL ENRGY PART LP 5.125%	35,000.00	34,737.50	
	NGL ENRGY PART LP 6.875%	40,000.00	41,100.00	
	NOBLE HOLDING 5.25%	35,000.00	24,164.00	
	NRG ENERGY INC 7.25%	10,000.00	10,406.00	
	OASIS PETROLEUM 6.875%	43,000.00	43,165.55	
	OSHKOSH CORP 5.375%	15,000.00	15,375.00	
	PARSLEY ENERGY LLC 6.25%	10,000.00	10,750.00	
	PDC ENERGY INC 6.125%	5,000.00	5,193.50	
	PENN NATIONAL GAM 5.625%	15,000.00	15,093.75	
	PERFORMANCE FOOD 5.5%	5,000.00	5,100.00	
	PLY GEM INDUSTRIES 6.5%	25,000.00	26,000.00	
	PRECISION DRILLING 6.625%	17,937.29	17,983.92	
	PROVIDENT FDG/PFG 6.75%	35,000.00	35,437.50	
	QUICKEN LOANS INC 5.75%	60,000.00	58,200.00	
	QUINTILES TRANSNAT 4.875%	15,000.00	15,262.50	
	RADIAN GROUP INC 7%	30,000.00	33,300.00	
	RICE ENERGY INC 6.25%	20,000.00	20,724.00	

	ROSE ROCK MIDST 5.625%	5,000.00	4,962.50	
	ROWAN COMPANIES 5.85%	30,000.00	24,300.00	
	ROYAL BK SCOTLND 6.125%	80,000.00	84,216.00	
	RSP PERMIAN 6.625%	5,000.00	5,293.50	
	SABINE PASS LIQUE 5.625%	100,000.00	108,000.00	
	SABRE GLBL INC 5.25%	10,000.00	10,225.00	
	SERVICEMASTER 5.125%	40,000.00	40,728.00	
	SIRIUS XM RADIO 5.375%	85,000.00	86,480.61	
	SLM CORP 8.45%	50,000.00	53,795.00	
	SM ENERGY CO 5.625%	5,000.00	4,937.50	
	SM ENERGY CO 5%	5,000.00	4,826.00	
	SM ENERGY CO 6.125%	5,000.00	5,153.00	
	SM ENERGY CO 6.5%	10,000.00	10,250.00	
	SOUTHWESTERN 4.1%	10,000.00	9,088.00	
	SOUTHWESTERN 4.95% MC	35,000.00	34,571.95	
	SPRINGLEAF FIN 8.25%	25,000.00	26,062.50	
	SPRINT COMMUNICA 7%	10,000.00	10,747.00	
	SPRINT CORP 6.9%	15,000.00	15,858.00	
	SPRINT CORP 7.25%	45,000.00	48,519.00	
	SPRINT CORP 7.875%	20,000.00	21,952.00	
	STEARNS HOLDINGS 9.375%	15,000.00	14,981.25	
	T-MOBILE USA INC 6.633%	35,000.00	36,524.25	
	TARGA RESOURCES 5.25%	45,000.00	46,012.50	
	TECK RESOURCES 8.5%	25,000.00	28,812.50	
	TECK RESOURCES 8%	5,000.00	5,487.50	
	TELECOM IT CAP 7.175%	50,000.00	55,305.00	
	TENET HEALTHCARE 8.125%	43,000.00	42,462.50	
	THE MEN'S WEARHOUSE 7%	20,000.00	18,750.00	
	TRANSFIELD SERVICE8.375%	40,000.00	42,400.00	
	TRANSOCEAN INC 6.8%	30,000.00	23,400.00	
	TREEHOUSE FOODS 6%	25,000.00	26,062.50	
	TRI POINTE GROUP 4.875%	30,000.00	30,000.00	
	TRONOX FINANCE LLC6.375%	15,000.00	14,325.00	
	UNITED RENTALS 5.5%	50,000.00	51,125.00	

	US CONCRETE INC 6.375%	40,000.00	42,176.00	
	VALEANT PHARMA 5.625%	55,000.00	43,172.85	
	VALEANT PHARMA 6.75%	15,000.00	14,793.75	
	VALEANT PHARMA 6.75%	10,000.00	9,863.00	
	VIZIENT INC 10.375%	60,000.00	68,401.02	
	WAVE HOLDCO 8.25% PIK	41,441.00	42,166.21	
	WESTERN DIGITAL 10.5%	70,000.00	83,090.00	
	WESTERN REFINING 6.25%	45,000.00	46,575.00	
	WESTERN REFINING 7.5%	25,000.00	27,000.00	
	WHITING PETROLEUM 5.75%	10,000.00	9,887.50	
	WHITING PETROLEUM 5%	50,000.00	50,250.00	
	WHITING PETROLEUM 6.25%	5,000.00	4,987.50	
	WILLIAMS COMPANIES 4.55%	35,000.00	35,276.50	
	WINDSTREAM CORP 7.75%	95,000.00	96,339.50	
	ZEKELMAN INDUSTRIES 9.875%	10,000.00	11,250.00	
小計	銘柄数：178 組入時価比率：95.3%	5,103,378.29	5,233,770.92 (602,668,721) 100.0%	
合計			602,668,721 (602,668,721)	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米・ドル	社債券 178 銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は平成 29 年 1 月 31 日現在です。

【純資産額計算書】

ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型]

I 資産総額	632, 055, 333円
II 負債総額	557, 821円
III 純資産総額 (I - II)	631, 497, 512円
IV 発行済口数	860, 901, 998口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	0. 7335円

(参考) ルーミス米国ハイイールドマザーファンド

I 資産総額	628, 449, 845円
II 負債総額	1, 010, 064円
III 純資産総額 (I - II)	627, 439, 781円
IV 発行済口数	277, 274, 886口
V 1 口当たり純資産額 (III / IV)	2. 2629円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(平成29年1月末日現在)

資本金 20億円

発行する株式の総数※ 100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)

発行済株式の総数 40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成29年1月末日現在)

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

平成 29 年 1 月 31 日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	38	1,153,760,242,911
追加型株式投資信託	868	11,607,919,733,086
単位型公社債投資信託	56	309,058,467,566
単位型株式投資信託	103	730,271,926,332
合計	1,065	13,801,010,369,895

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD IAMアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、第 31 期事業年度（自平成 27 年 4 月 1 日至平成 28 年 3 月 31 日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第 32 期中間会計期間（自平成 28 年 4 月 1 日至平成 28 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

※D I AMアセットマネジメント株式会社は、平成 28 年 10 月 1 日にみずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社及びみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門と統合し、商号をアセットマネジメント One 株式会社に変更いたしました。

委託会社の財務諸表及び中間財務諸表に引き続き、みずほ投信投資顧問株式会社の第 53 期事業年度の財務諸表及び第 54 期中間会計期間の中間財務諸表並びに新光投信株式会社の第 56 期事業年度の財務諸表及び第 57 期中間会計期間の中間財務諸表を参考として添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月31日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山内 正彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月31日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月13日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメント One 株式会社（旧社名：D IAMアセットマネジメント株式会社）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメント One 株式会社（旧社名：D IAMアセットマネジメント株式会社）の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、アセットマネジメント One 株式会社（旧社名：D IAMアセットマネジメント株式会社）は、平成28年7月13日付の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日にみずほ投信投資顧問株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社と統合した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,051,921	12,951,736
金銭の信託	14,169,657	13,094,914
前払費用	57,309	44,951
未収委託者報酬	4,622,292	4,460,404
未収運用受託報酬	1,737,052	1,859,778
未収投資助言報酬	※2 312,206	※2 277,603
未収収益	260,845	205,097
繰延税金資産	411,797	341,078
その他	46,782	40,689
流動資産計	33,669,865	33,276,255
固定資産		
有形固定資産		
建物	432,933	658,607
車両運搬具	※1 138,967	※1 29,219
器具備品	※1 941	※1 549
建設仮勘定	243,908	※1 184,683
無形固定資産	49,116	444,155
商標権	1,912,472	1,706,201
ソフトウエア	※1 101	※1 7
ソフトウエア仮勘定	※1 1,702,633	※1 1,645,861
電話加入権	202,399	53,036
電信電話専用施設利用権	7,148	7,148
投資その他の資産	※1 188	※1 146
投資有価証券	4,343,365	6,497,772
関係会社株式	613,137	458,701
繰延税金資産	2,316,596	3,229,196
差入保証金	582,861	679,092
その他	733,907	2,040,945
固定資産計	96,862	89,835
資産合計	6,688,771	8,862,580
	40,358,637	42,138,836

(単位：千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,605,579	966,681
未払金	2,515,377	2,055,332
未払償還金	49,873	49,873
未払手数料	1,836,651	1,744,274
その他未払金	628,852	261,185
未払費用	※2 2,196,267	※2 3,076,566
未払法人税等	1,539,263	1,223,957
未払消費税等	671,243	352,820
賞与引当金	722,343	728,769
その他	30,000	—
流動負債計	9,280,074	8,404,128
固定負債		
退職給付引当金	868,928	997,396
役員退職慰労引当金	110,465	154,535
固定負債計	979,394	1,151,932
負債合計	10,259,468	9,556,060
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	25,417,784	28,000,340
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	19,480,000	22,030,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	5,314,491	5,347,047
株主資本計	29,846,262	32,428,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	252,905	153,956
評価・換算差額等計	252,905	153,956
純資産合計	30,099,168	32,582,775
負債・純資産合計	40,358,637	42,138,836

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	28,170,831	30,188,445
運用受託報酬	7,064,021	7,595,678
投資助言報酬	1,032,659	993,027
その他営業収益	828,240	724,211
営業収益計	37,095,752	39,501,363
営業費用		
支払手数料	12,416,659	12,946,176
広告宣伝費	527,620	468,931
公告費	288	258
調査費	6,317,052	7,616,390
調査費	4,129,778	4,969,812
委託調査費	2,187,273	2,646,578
委託計算費	385,121	412,257
営業雑経費	488,963	548,183
通信費	34,089	34,855
印刷費	414,215	436,756
協会費	24,177	23,698
諸会費	37	40
支払販売手数料	16,443	52,833
営業費用計	20,135,705	21,992,198
一般管理費		
給料	5,260,910	5,382,757
役員報酬	242,666	242,446
給料・手当	4,378,307	4,431,015
賞与	639,936	709,295
交際費	37,625	43,975
寄付金	2,697	2,628
旅費交通費	242,164	254,276
租税公課	127,947	180,892
不動産賃借料	686,770	1,128,367
退職給付費用	218,863	226,460
固定資産減価償却費	628,056	902,248
福利厚生費	33,310	36,173
修繕費	13,807	31,617
賞与引当金繰入額	722,343	728,769
役員退職慰労引当金繰入額	50,327	49,320
役員退職慰労金	25,501	5,250
機器リース料	87	140
事務委託費	231,303	251,913
事務用消耗品費	67,208	70,839
器具備品費	5,869	14,182
諸経費	135,032	214,532
一般管理費計	8,489,827	9,524,346
営業利益	8,470,220	7,984,819

(単位：千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	17,346		25,274	
受取利息	2,404		2,079	
時効成立分配金・償還金	974		—	
為替差益	652		3,996	
雑収入	1,822		6,693	
営業外収益計		23,200		38,044
営業外費用				
金銭の信託運用損	163,033		305,368	
時効成立後支払分配金・償還金	65		—	
外国税支払損失	47,515		—	
営業外費用計		210,614		305,368
経常利益		8,282,806		7,717,494
特別利益				
投資有価証券売却益	—		3,377	
特別利益計		—		3,377
特別損失				
固定資産除却損	※1 12,988		※1 624	
固定資産売却損	※2 —		※2 2,653	
ゴルフ会員権売却損	1,080		—	
ゴルフ会員権評価損	—		6,307	
関係会社株式評価損	202,477		—	
特別損失計		216,547		9,584
税引前当期純利益		8,066,259		7,711,286
法人税、住民税及び事業税		2,969,684		2,557,305
法人税等調整額		△ 29,428		27,424
法人税等合計		2,940,256		2,584,730
当期純利益		5,126,003		5,126,556

(3) 【株主資本等変動計算書】

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本								株主資本合計	
	資本準備金	資本剰余金	利益剰余金							
		利益準備金	別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金	合計			
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222	
会計方針の変更による累積的影響額							131,037	131,037	131,037	
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259	
当期変動額										
剰余金の配当							△2,328,000	△2,328,000	△2,328,000	
別途積立金の積立				2,350,000			△2,350,000	—	—	
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	2,350,000	—	—	448,003	2,798,003	2,798,003	
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変更による累積的影響額		131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		△2,328,000
別途積立金の積立		—
当期純利益		5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

	株主資本									株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益準備金	利益剰余金				繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
		資本準備金		別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金					
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262		
会計方針の変更による累積的影響額											
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262		
当期変動額											
剰余金の配当							△2,544,000	△2,544,000	△2,544,000		
別途積立金の積立				2,550,000			△2,550,000	—	—		
当期純利益							5,126,556	5,126,556	5,126,556		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	2,550,000	—	—	32,556	2,582,556	2,582,556		
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047	28,000,340	32,428,818		

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	252,905	30,099,168
会計方針の変更による累積的影響額		
会計方針の変更を反映した当期首残高	252,905	30,099,168
当期変動額		
剰余金の配当		△2,544,000
別途積立金の積立		—
当期純利益		5,126,556
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△98,949	△98,949
当期変動額合計	△98,949	2,483,607
当期末残高	153,956	32,582,775

重要な会計方針

項目	第31期 (自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

第 31 期（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

（1）概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

（2）適用予定日

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

会計上の見積りの変更

第 31 期（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、追加情報に記載のとおり、当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産及び無形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。

また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として資産除去債務の合理的な見積りが可能となったため、見積額の変更を行っております。なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費が 161,916 千円、不動産賃借料が 42,917 千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 204,834 千円減少しております。

追加情報

第 31 期（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、平成 27 年 9 月 30 日付で締結した当社、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成 28 年 3 月 3 日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメント One 株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 D I AM アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内 1-8-2
4. 統合日 : 平成 28 年 10 月 1 日

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
建物	582,075	767,802
車両運搬具	3,981	4,374
器具備品	735,461	562,853
商標権	836	930
ソフトウエア	2,015,473	2,613,791
電信電話専用施設利用権	1,408	1,451

※2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

(千円)

		第30期 (平成27年3月31日現在)	第31期 (平成28年3月31日現在)
流動資産	未収投資助言報酬	311,994	276,211
流動負債	未払費用	492,035	622,004

(損益計算書関係)

※1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
器具備品	0	182
ソフトウエア	12,988	442

※2. 固定資産売却損の内訳

(千円)

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
器具備品	—	2,653

(株主資本等変動計算書関係)

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月29日 定時株主総会	普通 株式	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1 株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,544,000	106,000	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 30 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	—
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	532,891	532,891	—
資産計	26,754,470	26,754,470	—
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	—
負債計	1,539,263	1,539,263	—

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,951,736	12,951,736	—
(2) 金銭の信託	13,094,914	13,094,914	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	381,005	381,005	—
資産計	26,427,656	26,427,656	—
(1) 未払法人税等	1,223,957	1,223,957	—
負債計	1,223,957	1,223,957	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第 30 期 (平成 27 年 3 月 31 日現在)	第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)
①非上場株式	80, 246	77, 696
②関係会社株式	2, 316, 596	3, 229, 196
③差入保証金	733, 907	2, 040, 945

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができるず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

前事業年度において、関係会社株式について 202, 477 千円の減損処理を行っております。

③差入保証金は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第 30 期 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	12, 051, 921	—	—	—
合計	12, 051, 921	—	—	—

第 31 期 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	12, 951, 736	—	—	—
合計	12, 951, 736	—	—	—

(注 4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式 (第 30 期の貸借対照表計上額 2, 316, 596 千円、第 31 期の貸借対照表計上額 3, 229, 196 千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

第30期（平成27年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	516,710	146,101	370,608
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
合計	532,891	159,101	373,789

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 80,246 千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第31期（平成28年3月31日現在）

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	365,683	146,101	219,581
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	15,322	13,000	2,322
小計	381,005	159,101	221,903
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
合計	381,005	159,101	221,903

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 77,696 千円）については、市場価格がなく、時価を把握すること
が極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）
該当事項はありません。

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他有価証券	5,927	3,377	—

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

第31期（平成28年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	13,094,914	825,986

2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,079,828	973,035
会計方針の変更による累積的影響額	△203,600	—
会計方針の変更を反映した期首残高	876,227	973,035
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660
数理計算上の差異の発生額	10,345	21,441
退職給付の支払額	△49,633	△ 51,531
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	973,035	1,086,550

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	973,035	1,086,550
未積立退職給付債務	973,035	1,086,550
未認識数理計算上の差異	△89,550	△ 79,449
未認識過去勤務費用	△14,556	△ 9,704
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396
退職給付引当金	868,928	997,396
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	868,928	997,396

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第30期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	128,297	134,944
利息費用	7,798	8,660
数理計算上の差異の費用処理額	33,455	31,542
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	174,402	179,999

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第30期	第31期
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.89%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第30期事業年度43,461千円、第31期事業年度44,193千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第30期	第31期
	(平成27年3月31日現在)	(平成28年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	118,238	79,702
未払事業所税	5,527	5,581
賞与引当金	239,095	224,898
未払法定福利費	30,557	28,395
未払確定拠出年金掛金	2,650	2,500
外国税支払損失	15,727	—
資産除去債務	—	13,244
減価償却超過額（一括償却資産）	2,158	3,389
減価償却超過額	130,844	136,503
繰延資産償却超過額（税法上）	2,710	1,339
退職給付引当金	281,232	305,591
役員退職慰労引当金	35,724	47,318
ゴルフ会員権評価損	1,940	3,768
関係会社株式評価損	176,106	166,740
その他有価証券評価差額金	—	1,196
繰延税金資産合計	1,042,515	1,020,171
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	47,855	—
繰延税金負債合計	47,855	—
差引繰延税金資産の純額	994,659	1,020,171

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.34% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.86% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.62% となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は 53,300 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は 57,117 千円増加し、その他有価証券評価差額金は 3,816 千円増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第 30 期(自平成 26 年 4 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の 10% 以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第31期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	30,188,445	8,588,706	724,211	39,501,363

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1) 親会社及び法人主要株主等

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の 関係				
その他の 関係会 社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接 50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運 用の助 言	資産運用 の助言の 顧問料の 受入	862,448	未収投資 助言報酬	237,575

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他 の関 係 会 社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	3,431 億円	生命保 険業	(被所有) 直接 50%	兼務2名, 出向3名, 転籍2名	資産運 用の助 言	資産運用 の助言の 顧問料の 受入	795,405	未収投資 助言報酬	207,235

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2) 子会社等

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000 千 GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	658,756	未払 費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千 USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	383,980	未払 費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	1,100,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	増資の引受	400,000	—	—

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	9,000千 GBP	資産の運用	(所有)直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 増資の引受	800,617 912,600	未払費用	308,974
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千 USD	資産の運用	(所有)直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	473,948	未払費用	157,130

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には免税取引のため、消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	—	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料 預金の預入(純額) 受取利息	2,217,439 551,351 2,139	未払手数料 現金・預金 未収収益	306,365 11,276,198 71
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	兼務1名	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	407,531 8,540	未払費用 未払金	240,725 6,501
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	—	—	当社信託財産の運用	信託元本の追加(純額) 信託報酬の支払	3,500,000 8,254	金銭の信託	14,169,657

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	—	兼務1名	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料 預金の預入(純額) 受取利息	3,023,040 879,733 1,787	未払手数料 現金・預金 未収収益	372,837 12,155,931 123
その他の関係会社の子会社	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	—	兼務1名	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払 業務委託料の支払	557,013 8,540	未払費用 未払金	292,861 7,581
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	—	—	当社信託財産の運用	信託元本の払戻(純額) 信託報酬の支払	700,000 8,336	金銭の信託	13,094,914

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注4) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注5) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1 株当たり情報)

	第 30 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	1,254,132 円 02 銭	1,357,615 円 66 銭
1 株当たり当期純利益金額	213,583 円 46 銭	213,606 円 51 銭

(注 1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注 2) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 30 期 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	第 31 期 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純利益	5,126,003 千円	5,126,556 千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,126,003 千円	5,126,556 千円
期中平均株式数	24,000 株	24,000 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 32 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		11,605,537
金銭の信託		11,792,364
前払費用		122,161
未収委託者報酬		4,755,701
未収運用受託報酬		2,465,934
未収投資助言報酬		261,221
未収収益		181,959
繰延税金資産		329,236
その他		122,804
	流動資産計	31,636,922
固定資産		
有形固定資産		1,541,889
建物	※1	6,517
器具備品	※1	152,176
建設仮勘定		1,383,196
無形固定資産		1,613,174
ソフトウエア		1,421,245
ソフトウエア仮勘定		184,656
電話加入権		7,148
電信電話専用施設利用権		124
投資その他の資産		6,281,765
投資有価証券		441,519
関係会社株式		3,229,196
繰延税金資産		713,716
差入保証金		1,808,323
その他		89,010
	固定資産計	9,436,830
資産合計		41,073,753

(単位：千円)

		第 32 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,080,224
未払金		2,651,649
未払償還金		49,873
未払手数料		1,865,871
その他未払金		735,905
未払費用		2,673,720
未払法人税等		907,554
未払消費税等		69,484
賞与引当金		724,711
訴訟損失引当金		30,000
その他		21,000
	流動負債計	8,158,344
固定負債		
退職給付引当金		1,027,049
	固定負債計	1,027,049
	負債合計	9,185,394
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		2,428,478
資本準備金		2,428,478
利益剰余金		27,317,845
利益準備金		123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		24,580,000
研究開発積立金		300,000
運用責任準備積立金		200,000
繰越利益剰余金		2,114,551
	株主資本計	31,746,323
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		142,035
	評価・換算差額等計	142,035
	純資産合計	31,888,358
	負債・純資産合計	41,073,753

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 32 期中間会計期間 (自平成 28 年 4 月 1 日至平成 28 年 9 月 30 日)	
営業収益			
委託者報酬		14, 454, 974	
運用受託報酬		3, 732, 759	
投資助言報酬		456, 986	
その他営業収益		323, 793	
	営業収益計		18, 968, 513
営業費用			
支払手数料		6, 111, 449	
広告宣伝費		108, 789	
公告費		428	
調査費		3, 764, 163	
調査費		2, 639, 714	
委託調査費		1, 124, 449	
委託計算費		216, 712	
営業雑経費		278, 529	
通信費		17, 844	
印刷費		212, 004	
協会費		11, 277	
諸会費		18	
支払販売手数料		37, 384	
	営業費用計		10, 480, 072
一般管理費			
給料		2, 330, 263	
役員報酬		124, 419	
給料・手当		2, 205, 843	
交際費		16, 973	
寄付金		13, 268	
旅費交通費		100, 973	
租税公課		148, 041	
不動産賃借料		1, 329, 821	
退職給付費用		121, 590	
固定資産減価償却費	※1	353, 322	
福利厚生費		11, 020	
修繕費		10, 082	
賞与引当金繰入額		724, 711	
役員退職慰労金		63, 072	
機器リース料		146	
事務委託費		182, 857	
事務用消耗品費		37, 442	
器具備品費		236, 524	
諸経費		58, 359	
	一般管理費計		5, 738, 473
営業利益			2, 749, 968

(単位：千円)

		第32期中間会計期間 (自平成28年4月1日至平成28年9月30日)	
営業外収益			
受取配当金		7,882	
受取利息		341	
為替差益		32,301	
雑収入		4,836	
	営業外収益計		45,361
営業外費用			
金銭の信託運用損		59,768	
	営業外費用計		59,768
経常利益			2,735,561
特別損失			
固定資産除却損		2,820	
固定資産売却損		1,780	
訴訟損失引当金繰入額		30,000	
	特別損失計		34,601
税引前中間純利益			2,700,960
法人税、住民税及び事業税			856,976
法人税等調整額			△17,520
法人税等合計			839,455
中間純利益			1,861,504

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自平成28年4月1日至平成28年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金	利益 準備金	利益剰余金 その他利益剰余金				繰越利益 剰余金			
				別途積立金	研究開発 積立金	運用責 任準備 積立金	合計				
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	22,030,000	300,000	200,000	5,347,047	28,000,340	32,428,818		
当中間期変動額											
剰余金の配当							△2,544,000	△2,544,000	△2,544,000		
別途積立金の 積立				2,550,000			△2,550,000	—	—		
中間純利益							1,861,504	1,861,504	1,861,504		
株主資本以外 の項目の當中 間期変動額 (純額)											
当中間期変動額 合計	—	—	—	2,550,000	—	—	△3,232,495	△682,495	△682,495		
当中間期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	24,580,000	300,000	200,000	2,114,551	27,317,845	31,746,323		

	評価・換算差額等	純資産 合計
	その他有価証券評 価差額金	
当期首残高	153,956	32,582,775
当中間期変動額		
剰余金の配当		△2,544,000
別途積立金の 積立		—
中間純利益		1,861,504
株主資本以外 の項目の當中 間期変動額 (純額)	△11,921	△11,921
当中間期変動額 合計	△11,921	△694,416
当中間期末残高	142,035	31,888,358

重要な会計方針

項目	第32期中間会計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産：定率法 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 車両運搬具 … 6年 器具備品 … 3～20年 (2)無形固定資産：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4)訴訟損失引当金：訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積り、必要と認められる額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

第 32 期中間会計期間
(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日) を当中間会計期間に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表への影響額はありません。

追加情報

第 32 期中間会計期間
(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)

- 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日) を当中間会計期間から適用しております。
- 当社は、平成 28 年 9 月 7 日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。
これに伴い、当中間会計期間末日までに 217,608 千円を支給し、役員退職慰労引当金全額を取り崩しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第 32 期中間会計期間末 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	… 790,504 千円
	器具備品	… 596,199 千円

(中間損益計算書関係)

項目	第 32 期中間会計期間 (自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)	
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産	… 57,752 千円
	無形固定資産	… 295,570 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第32期中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,544,000	106,000	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品関係)

第32期中間会計期間末（平成28年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,605,537	11,605,537	—
(2) 金銭の信託	11,792,364	11,792,364	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	363,823	363,823	—
資産計	23,761,725	23,761,725	—
(1) 未払法人税等	907,554	907,554	—
負債計	907,554	907,554	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	77,696
②関係会社株式	3,229,196
③差入保証金	1,808,323

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

③差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(有価証券関係)

第 32 期中間会計期間末
(平成 28 年 9 月 30 日現在)

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 3,229,196 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

区分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	349,644	146,101	203,542
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	14,179	13,000	1,179
小計	363,823	159,101	204,721
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	—	—	—
小計	—	—	—
合計	363,823	159,101	204,721

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 77,696 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第 32 期中間会計期間末
(平成 28 年 9 月 30 日現在)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

第32期中間会計期間（自平成28年4月1日 至平成28年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	14,454,974	4,189,745	323,793	18,968,513

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益 (千円)
第一生命グループ	1,928,739

(注) 第一生命グループには、第一生命保険株式会社及び第一フロンティア生命保険株式会社が含まれております。

(1 株当たり情報)

第 32 期中間会計期間
(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)

1 株当たり純資産額 1,328,681 円 62 銭

1 株当たり中間純利益金額 77,562 円 67 銭

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第 32 期中間会計期間 (自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)	
中間純利益	1,861,504 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	1,861,504 千円
期中平均株式数	24,000 株

(重要な後発事象)

第 32 期中間会計期間
(自平成 28 年 4 月 1 日 至平成 28 年 9 月 30 日)

当社（以下「DIAM」という）は、平成 28 年 7 月 13 日付で締結した、DIAM、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合 4 社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成 28 年 10 月 1 日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

平成 28 年 10 月 1 日

3. 企業結合の方法

①MHAM を吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TB を吸収分割会社、吸収合併後の MHAM を吸収分割承継会社とし、同社が TB 資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAM を吸収合併存続会社、MHAM を吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメント One 株式会社

5. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAM は、MHAM の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「みずほフィナンシャルグループ」という）に対して、その所有する MHAM の普通株式 103 万 8,408 株につき、DIAM の普通株式 490 株及び議決権を有しない A 種種類株式 15,510 株を交付しました。

6. 企業結合の主な目的

当社は、みずほフィナンシャルグループ及び第一生命保険株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合 4 社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、みずほフィナンシャルグループと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

7. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となる MHAM の親会社であるみずほフィナンシャルグループが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上は MHAM が取得企業に該当し、DIAM が被取得企業となるものです。

8. 実施予定の会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理することをそれぞれ予定しております。

(参考) みずほ投信投資顧問株式会社の経理状況

※当該(参考)において、みずほ投信投資顧問株式会社を「当社」という。

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 53 期事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 54 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 江見 瞳生 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 亀井 純子 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の「統合基本合意書」に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる一部主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月13日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、みずほ投信投資顧問株式会社は、平成28年7月13日付の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日にD IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社と統合した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,801,864	20,903,257
有価証券	127,840	82,540
前払費用	156,891	157,231
未収委託者報酬	1,827,951	2,183,032
未収運用受託報酬	1,812,198	1,713,643
繰延税金資産	185,882	162,369
その他流動資産	159,069	293,051
貸倒引当金	△ 1,092	△ 1,185
流動資産合計	25,070,606	25,493,940
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	124,850	100,000
工具、器具及び備品（純額）	71,443	90,655
リース資産（純額）	2,140	818
有形固定資産合計	※ 1 198,434	※ 1 191,474
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
その他無形固定資産	65	35
無形固定資産合計	12,812	12,782
投資その他の資産		
投資有価証券	3,987,168	3,260,206
長期差入保証金	360,258	340,503
前払年金費用	331,766	346,659
会員権	8,400	8,400
その他	23,186	19,551
貸倒引当金	△ 19,534	△ 19,404
投資その他の資産合計	4,691,245	3,955,916
固定資産合計	4,902,492	4,160,172
資産合計	29,973,099	29,654,112
負債の部		
流動負債		
預り金	77,889	29,699
リース債務	2,648	1,202
未払金		
未払収益分配金	746	833
未払償還金	5,716	3,906
未払手数料	819,341	838,064
その他未払金	86,205	9,022
未払金合計	912,009	851,826
未払費用	2,038,097	1,896,033
未払法人税等	393,574	570,376
未払消費税等	426,857	227,078
賞与引当金	328,900	318,000
その他流動負債	3,075	999
流動負債合計	4,183,052	3,895,216
固定負債		
リース債務	2,088	886
役員退職慰労引当金	104,240	147,427
時効後支払損引当金	8,128	6,471
繰延税金負債	306,725	38,000
その他固定負債	6,926	1,931
固定負債合計	428,109	194,716
負債合計	4,611,161	4,089,932

純資産の部

株主資本		
資本金	2, 045, 600	2, 045, 600
資本剰余金		
資本準備金	2, 266, 400	2, 266, 400
その他資本剰余金	2, 450, 074	2, 450, 074
資本剰余金合計	<u>4, 716, 474</u>	<u>4, 716, 474</u>
利益剰余金		
利益準備金	128, 584	128, 584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104, 600	104, 600
退職慰労積立金	100, 000	100, 000
別途積立金	9, 800, 000	9, 800, 000
繰越利益剰余金	7, 739, 742	8, 908, 993
利益剰余金合計	<u>17, 872, 927</u>	<u>19, 042, 177</u>
自己株式	<u>—</u>	<u>△377, 863</u>
株主資本合計	<u>24, 635, 002</u>	<u>25, 426, 389</u>
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	726, 935	137, 791
評価・換算差額等合計	<u>726, 935</u>	<u>137, 791</u>
純資産合計	<u>25, 361, 937</u>	<u>25, 564, 180</u>
負債純資産合計	<u>29, 973, 099</u>	<u>29, 654, 112</u>

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	17, 538, 139	17, 358, 667
運用受託報酬	4, 463, 429	5, 050, 661
営業収益合計	22, 001, 569	22, 409, 329
営業費用		
支払手数料	8, 480, 510	7, 999, 728
広告宣伝費	247, 790	205, 521
公告費	1, 140	152
調査費		
調査費	1, 259, 067	1, 312, 466
委託調査費	4, 883, 037	5, 299, 598
図書費	4, 308	3, 703
調査費合計	6, 146, 412	6, 615, 769
委託計算費	101, 919	116, 405
営業雑経費		
通信費	59, 454	46, 151
印刷費	128, 143	246
協会費	18, 777	20, 221
諸会費	2, 540	2, 317
その他	855, 319	958, 635
営業雑経費合計	1, 064, 234	1, 027, 572
営業費用合計	16, 042, 008	15, 965, 148
一般管理費		
給料		
役員報酬	142, 983	143, 812
給料手当	1, 832, 723	1, 905, 880
賞与	295, 180	304, 122
給料合計	2, 270, 886	2, 353, 814
交際費	775	775
寄付金	—	221
旅費交通費	91, 851	87, 228
租税公課	51, 783	76, 075
不動産賃借料	339, 964	305, 351
退職給付費用	126, 451	119, 608
福利厚生費	368, 622	370, 689
貸倒引当金繰入	—	93
賞与引当金繰入	319, 122	301, 698
役員退職慰労引当金繰入	27, 249	47, 768
固定資産減価償却費	31, 216	44, 257
諸経費	358, 817	269, 502
一般管理費合計	3, 986, 740	3, 977, 085
営業利益	1, 972, 819	2, 467, 095
営業外収益		
受取配当金	7, 027	4, 242
受取利息	7, 340	7, 633
有価証券解約益	953	50, 674
有価証券償還益	—	56, 303
時効到来償還金等	21, 856	1, 962
時効後支払損引当金戻入額	—	1, 311
雑収入	51, 171	20, 993
営業外収益合計	88, 349	143, 121
営業外費用		
有価証券解約損	—	278
有価証券償還損	2, 197	2, 641
ヘッジ会計に係る損失	2, 240	—

時効後支払損引当金繰入額	17,685	-
雑損失	63,198	6,767
営業外費用合計	85,321	9,688
経常利益	1,975,847	2,600,528
特別利益		
投資有価証券売却益	10,500	-
特別利益合計	10,500	-
特別損失		
減損損失	※1 51,292	-
事業再構築費用	※2 125,173	-
外国税負担損失	※3 53,547	-
貸倒引当金繰入	19,534	-
特別損失合計	249,548	-
税引前当期純利益	1,736,799	2,600,528
法人税、住民税及び事業税	616,760	839,827
法人税等調整額	16,247	40,166
法人税等合計	633,008	879,993
当期純利益	1,103,790	1,720,534

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

利益準備金	株主資本					株主資本合計	
	利益剰余金						
	配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	6,988,395	17,121,579	23,883,654
当期変動額							
剩余金の配当					△352,443	△352,443	△352,443
当期純利益					1,103,790	1,103,790	1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					751,347	751,347	751,347
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	24,635,002

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△41,248	△41,248	23,842,406
当期変動額			
剩余金の配当			△352,443
当期純利益			1,103,790
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	768,183	768,183	768,183
当期変動額合計	768,183	768,183	1,519,530
当期末残高	726,935	726,935	25,361,937

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474

	株主資本						
	利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		配当準備積立金	退職慰労積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	7,739,742	17,872,927	- 24,635,002
当期変動額							
剰余金の配当					△551,284	△551,284	△551,284
当期純利益					1,720,534	1,720,534	1,720,534
自己株式の取得							△377,863 △377,863
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計					1,169,250	1,169,250	△377,863 791,386
当期末残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177	△377,863 25,426,389

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	726,935	726,935	25,361,937
当期変動額			
剰余金の配当			△551,284
当期純利益			1,720,534
自己株式の取得			△377,863
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△589,143	△589,143	△589,143
当期変動額合計	△589,143	△589,143	202,242
当期末残高	137,791	137,791	25,564,180

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…株価指数先物取引

ヘッジ対象…有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）

1. 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

2. 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、軽微であります。

会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、「追加情報」に記載のとおり、当社、DIAM アセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及び新光投信株式会社間の統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めております。これに伴い、当事業年度において、本社オフィスに係る内部造作物等の有形固定資産の見積り耐用年数の見直しを行い、将来にわたり変更しております。また、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として認識していた資産除去債務について、退去時に必要とされる原状回復費用及び使用見込期間の見積りの変更を行っております。これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 27,598 千円減少しております。

追加情報

DIAM アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西 恵正）、みずほ信託銀行株式会社（取締役社長 中野 武夫）、みずほ投信投資顧問株式会社（取締役社長 中村 英剛）及び新光投信株式会社（取締役社長 後藤 修一）間での平成 27 年 9 月 30 日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成 28 年 3 月 3 日付で新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商号 : アセットマネジメント One 株式会社
2. 代表者 : 西 恵正（現 DIAM アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長）
3. 本店所在地 : 東京都千代田区丸の内 1-8-2
4. 統合日 : 平成 28 年 10 月 1 日

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額		※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	111,156 千円	建物	136,006 千円
工具、器具及び備品	277,249 千円	工具、器具及び備品	226,657 千円
リース資産	16,185 千円	リース資産	17,508 千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

※1 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
本社（東京都港区）	除却対象資産	建物	23,139
本社（東京都港区）	除却対象資産	工具器具備品	4,253
本社（東京都港区）	除却対象資産	原状回復費用	23,900

レイアウト変更により現行オフィス内部造作等の除却が決定した資産につき、「除却対象資産」としてグループингを行い、平成 27 年 3 月 31 日時点の帳簿価額および原状回復費用を減損損失（51,292 千円）として特別損失に計上しました。

※2 事業再構築費用

事業再構築に伴うグループ会社への転籍関連費用であります。

※3 外国税負担損失

証券投資信託に係る外国税負担額であります。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当するものはありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成 26 年 6 月 11 日 第 51 回定時株主総会	普通株式	352,443,450	335	平成 26 年 3 月 31 日	平成 26 年 6 月 12 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成 27 年 6 月 11 日 第 52 回定時株主総会	普通株式	551,284,680	利益剰余金	524	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 12 日

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	-	13,662	-	13,662

（変動事由の概要）

平成 28 年 1 月 6 日の株主総会決議による自己株式の取得 13,662 株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発効日
平成 27 年 6 月 11 日 第 52 回定時株主総会	普通株式	551,284,680	524	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 12 日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成 28 年 6 月 10 日 第 53 回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 13 日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 13 日
	合計	18,999,751,176		18,297		

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、余資運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

② 市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注2)を参照ください。)

前事業年度(平成27年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,801,864	20,801,864	-
(2) 未収委託者報酬	1,827,951	1,827,951	-
(3) 未収運用受託報酬	1,812,198	1,812,198	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,054,289	4,054,289	-
資産計	28,496,304	28,496,304	-
(1) 未払手数料	819,341	819,341	-
負債計	819,341	819,341	-
デリバティブ取引(※1)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,601)	(3,601)	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	327	327	-
デリバティブ取引計	(3,274)	(3,274)	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	20,903,257	20,903,257	-
(2) 未収委託者報酬	2,183,032	2,183,032	-
(3) 未収運用受託報酬	1,713,643	1,713,643	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	3,282,026	3,282,026	-
資産計	28,081,960	28,081,960	-
(1) 未払手数料	838,064	838,064	-
負債計	838,064	838,064	-
デリバティブ取引(※1)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	(220)	(220)	-
② ヘッジ会計が適用されているもの	(1,564)	(1,564)	-
デリバティブ取引計	(1,784)	(1,784)	-

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照ください。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	60,720	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成27年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,800,853	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,827,951	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,812,198	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	127,840	-	-	-	-	3,300,657
合計	24,568,844	-	-	-	-	3,300,657

当事業年度 (平成28年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	20,902,546	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	2,183,032	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,713,643	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの 証券投資信託	82,540	-	-	-	-	2,395,185
合計	24,881,762	-	-	-	-	2,395,185

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度 (平成27年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの ① 証券投資信託	3,740,183	2,664,442	1,075,740
小計	3,740,183	2,664,442	1,075,740
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの ① 証券投資信託	314,105	316,720	△ 2,615
小計	314,105	316,720	△ 2,615
合計	4,054,289	2,981,163	1,073,125

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 証券投資信託	2,698,875	2,500,000	198,875
小計	2,698,875	2,500,000	198,875
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 証券投資信託	583,151	583,423	△ 271
小計	583,151	583,423	△ 271
合計	3,282,026	3,083,423	198,603

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当するものはありません。

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 証券投資信託	102,729	953	△ 2,197
合計	102,729	953	△ 2,197

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
① 証券投資信託	738,178	106,977	△ 2,920
合計	738,178	106,977	△ 2,920

（デリバティブ取引関係）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	197,054	—	△3,601	△3,601
合計		197,054	—	△3,601	△3,601

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額のうち 1 年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	148,005	—	△220	△220
合計		148,005	—	△220	△220

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	131,145 277,953	— —	△3,325 3,652
	合計		409,098	—	327

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	117,467 179,836	— —	147 △1,711
	合計		297,303	—	△1,564

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
退職給付引当金の期首残高	△357,258 千円	△331,766 千円
退職給付費用	150,018	51,208
退職給付の支払額	△21,349	—
制度への拠出額	△103,177	△66,102
退職給付引当金の期末残高	△331,766	△346,659

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	669,318 千円	727,842 千円
年金資産	△1,001,084	△1,074,502
貸借対照表に計上された前払年金費用	△331,766	△346,659

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 58,362 千円 当事業年度 51,208 千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 17,436 千円、当事業年度 17,574 千円であります。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	4,795 千円	4,551 千円
ソフトウェア償却超過額	69,263	52,651
賞与引当金損金算入限度超過額	108,734	98,134
社会保険料損金不算入額	15,665	14,233
役員退職慰労引当金	34,461	45,488
未払事業税	30,421	39,817
その他	93,137	58,782
繰延税金資産小計	356,479	313,659
評価性引当額	△24,103	△22,331
繰延税金資産合計	332,375	291,328
繰延税金負債		
前払年金費用	△107,027	△106,147
その他有価証券評価差額金	△346,190	△60,812
繰延税金負債合計	△453,218	△166,959
繰延税金資産の純額	△120,843	124,368

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.26% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.86%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.62% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 4,569 千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 7,826 千円、その他有価証券評価差額金が 3,257 千円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）及び当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家A	2,629,803	資産運用業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家A	3,061,207	資産運用業

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当するものはありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,833,692	未払手数料	361,219
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	13,851,610	未収委託者 報酬	1,661,682

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田区	14,040 億円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,542,264	未払手数料	336,556
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託 銀行株式会社	東京都 中央区	2,473 億円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	14,108,529	未収委託者 報酬	2,053,638

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の取引については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額		24,106.70円	24,618.62円
1株当たり当期純利益金額		1,049.16円	1,639.16円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益(千円)		1,103,790	1,720,534
普通株式に帰属しない金額(千円)		-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)		1,103,790	1,720,534
期中平均株式数(株)		1,052,070	1,049,643

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 54 期中間会計期間

(平成 28 年 9 月 30 日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	4,120,018
未収委託者報酬	2,064,997
未収運用受託報酬	1,959,028
繰延税金資産	140,728
その他	398,383
貸倒引当金	△1,207
流動資産合計	8,681,950

固定資産

有形固定資産

工具、器具及び備品 (純額)	62,971
有形固定資産合計	※1 62,971

無形固定資産

投資その他の資産

投資有価証券	815,525
繰延税金資産	73,719
その他	638,830
貸倒引当金	△19,404
投資その他の資産合計	1,508,671

固定資産合計

資産合計

負債の部

流動負債

未払金	793,859
未払費用	1,675,771
未払法人税等	253,697
賞与引当金	319,200
その他	221,869
流動負債合計	3,264,398

固定負債

役員退職慰労引当金	57,860
時効後支払損引当金	7,256
固定負債合計	65,116
負債合計	3,329,515

純資産の部

株主資本

資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	1,103,259
資本剰余金合計	3,369,659

利益剰余金

利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,777,567
利益剰余金合計	1,906,152

自己株式

株主資本合計	△377,863
評価・換算差額等	6,943,548

その他有価証券評価差額金

評価・換算差額等合計	△6,703
純資産合計	6,936,845

負債純資産合計

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第54期中間会計期間

(自 平成28年4月1日)

至 平成28年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	7,935,613
運用受託報酬	2,105,866
営業収益合計	10,041,479
営業費用及び一般管理費	※1 9,415,997
営業利益	625,482
営業外収益	
受取配当金	19,694
受取利息	439
有価証券解約益	76,483
有価証券償還益	3,474
時効到来償還金等	727
雑収入	17,708
営業外収益合計	118,528
営業外費用	
有価証券解約損	96
有価証券償還損	12
雑損失	6,303
営業外費用合計	6,412
経常利益	737,598
特別利益	700
特別損失	11,641
税引前中間純利益	726,657
法人税、住民税及び事業税	236,054
法人税等調整額	△26,308
法人税等合計	209,746
中間純利益	516,910

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 54 期中間会計期間(自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,045,600	2,266,400	2,450,074	4,716,474
当中間期変動額				
積立金取崩				
剰余金の配当			△1,346,815	△1,346,815
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計			△1,346,815	△1,346,815
当中間期末残高	2,045,600	2,266,400	1,103,259	3,369,659

	株主資本					
	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
		配当準備 積立金	退職慰労 積立金	別途 積立金		
当期首残高	128,584	104,600	100,000	9,800,000	8,908,993	19,042,177
当中間期変動額						
積立金取崩		△104,600	△100,000	△9,800,000	10,004,600	-
剰余金の配当					△17,652,936	△17,652,936
中間純利益					516,910	516,910
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)						
当中間期変動額合計		△104,600	△100,000	△9,800,000	△7,131,425	△17,136,025
当中間期末残高	128,584	-	-	-	1,777,567	1,906,152

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△377,863	25,426,389	137,791	137,791	25,564,180
当中間期変動額					
積立金取崩		-			-
剰余金の配当		△18,999,751			△18,999,751
中間純利益		516,910			516,910
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△144,494	△144,494	△144,494
当中間期変動額合計		△18,482,840	△144,494	△144,494	△18,627,334
当中間期末残高	△377,863	6,943,548	△6,703	△6,703	6,936,845

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金（執行役員に対する退職慰労引当金）

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当中間会計期間から適用しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第54期中間会計期間 (平成28年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	476,786千円

(中間損益計算書関係)

	第 54 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	
※ 1 減価償却実施額	有形固定資産	114,327 千円
	無形固定資産	15 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 54 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	13,662	-	-	13,662

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	配当の原資	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発効日
平成 28 年 6 月 10 日 第 53 回定時株主総会	普通株式	17,652,936,000	利益剰余金	17,000	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 13 日
		1,346,815,176	資本剰余金	1,297	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 13 日
	合計	18,999,751,176		18,297		

(金融商品関係)

第 54 期中間会計期間(平成 28 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。((注 2) を参照ください。)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,120,018	4,120,018	-
(2) 未収委託者報酬	2,064,997	2,064,997	-
(3) 未収運用受託報酬	1,959,028	1,959,028	-
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	754,805	754,805	-
資産計	8,898,851	8,898,851	-
(1) 未払手数料	785,089	785,089	-
負債計	785,089	785,089	-

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	60,720

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第54期中間会計期間（平成28年9月30日）

1 その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 証券投資信託	151,830	150,000	1,830
小計	151,830	150,000	1,830
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 証券投資信託	602,975	614,467	△11,491
小計	602,975	614,467	△11,491
合計	754,805	764,467	△9,661

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第54期中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第 54 期中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の 10% 以上を占める投資一任報酬がありますが、守秘義務によりその顧客の名称に代えて種類と顧客を区別するための記号を記載しております。

顧客の種類等	営業収益（千円）	関連するセグメント名
適格機関投資家 A	1,177,474	資産運用業

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第 54 期中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	6,680.26 円

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第 54 期中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	
1 株当たり中間純利益金額	497.79 円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	516,910
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	516,910
普通株式の期中平均株式数（株）	1,038,408

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社（以下「MHAM」という）は、平成 28 年 7 月 13 日付で締結した、MHAM、DIAM アセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合 4 社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成 28 年 10 月 1 日付で統合いたしました。

1. 企業結合日

平成 28 年 10 月 1 日

2. 企業結合の方法

①MHAM を吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TB を吸収分割会社、吸収合併後の MHAM を吸収分割承継会社とし、同社が TB 資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAM を吸収合併存続会社、MHAM を吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施。

(参考) 新光投信株式会社の経理状況

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条および第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 56 期事業年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第 57 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月10日

新光投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 福村寛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は平成27年9月30日付の統合基本合意書に基づき、平成28年3月3日付で新会社に係わる主要事項を内定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月13日

アセットマネジメント One 株式会社
取締役会 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	湯原 尚印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山野 浩印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、新光投信株式会社は、平成28年7月13日付の「統合契約書」に基づき、平成28年10月1日にD IAMアセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社と統合した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注1) 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは中間監査の対象には含まれておりません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,427,042	14,861,160
有価証券	3,200,000	3,500,000
貯蔵品	5,117	4,282
立替金	23,184	14,857
前払金	64,821	67,307
前払費用	18,242	17,989
未収入金	872	153
未収委託者報酬	3,187,770	2,884,368
未収運用受託報酬	99,054	82,656
未収収益	6,338	8,528
繰延税金資産	372,215	326,063
流動資産合計	20,404,659	21,767,367
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2 12,687	※2 0
構築物（純額）	※2 1,444	※2 0
器具・備品（純額）	※2 86,688	※2 44,868
有形固定資産合計	100,820	44,868
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	85,517	55,116
ソフトウェア仮勘定	669	1,944
無形固定資産合計	86,278	57,152
投資その他の資産		
投資有価証券	5,101,854	2,858,652
関係会社株式	77,100	77,100
長期差入保証金	124,246	23,339
長期繰延税金資産	-	29,604
前払年金費用	396,211	378,381
その他	6,632	6,632
投資その他の資産合計	5,706,044	3,373,710
固定資産合計	5,893,143	3,475,731
資産合計	26,297,802	25,243,098

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	17,893	19,103
リース債務	345	-
未払金		
未払収益分配金	160	152
未払償還金	5,083	4,216
未払手数料	※1 1,558,682	※1 1,360,372
その他未払金	952,018	516,568
未払金合計	2,515,945	1,881,309
未払費用	722,806	746,430
未払法人税等	1,222,883	857,031
賞与引当金	451,000	547,750
役員賞与引当金	66,000	44,000
外国税支払損失引当金	184,111	-
訴訟損失引当金	30,000	40,000
流動負債合計	5,210,985	4,135,625
固定負債		
繰延税金負債	89,752	-
退職給付引当金	155,806	146,617
役員退職慰労引当金	39,333	48,333
執行役員退職慰労引当金	63,916	85,916
固定負債合計	348,809	280,867
負債合計	5,559,794	4,416,492
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金		
資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金	8,900,000	8,900,000
繰越利益剰余金	3,981,245	4,185,368
利益剰余金合計	13,241,738	13,445,861
自己株式		
△72,415		-
株主資本合計	20,455,322	20,731,861
評価・換算差額等		

その他有価証券評価差額金	282,685	94,744
評価・換算差額等合計	282,685	94,744
純資産合計	20,738,008	20,826,605
負債純資産合計	26,297,802	25,243,098

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	35,876,795	39,283,623
運用受託報酬	238,412	232,145
営業収益合計	36,115,207	39,515,769
営業費用		
支払手数料	※1 18,252,669	※1 19,472,734
広告宣伝費	456,430	507,020
公告費	548	469
調査費		
調査費	623,792	841,825
委託調査費	5,966,340	7,419,125
図書費	5,254	4,879
調査費合計	6,595,388	8,265,830
委託計算費	1,352,318	1,711,366
営業雑経費		
通信費	32,335	30,454
印刷費	103,093	1,022
協会費	18,150	19,367
諸会費	3,300	3,117
その他	41,594	44,518
営業雑経費合計	198,475	98,480
営業費用合計	26,855,830	30,055,901
一般管理費		
給料		
役員報酬	96,445	91,205
給料・手当	1,368,552	1,480,875
賞与	336,076	428,776
給料合計	1,801,073	2,000,857
交際費	11,426	10,708
寄付金	3,198	2,346
旅費交通費	100,386	109,240
租税公課	68,508	90,795
不動産賃借料	206,753	205,671
賞与引当金繰入	451,000	547,750
役員賞与引当金繰入	66,000	22,000
役員退職慰労引当金繰入	24,930	22,210

退職給付費用	191,900	169,238
減価償却費	70,676	102,532
諸経費	573,824	647,510
一般管理費合計	3,569,678	3,930,859
営業利益	5,689,698	5,529,008

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	163,006	65,772
有価証券利息	3,853	3,333
受取利息	10,741	10,751
時効成立分配金・償還金	5,080	923
受取保険金	-	10,300
雜益	487	2,845
営業外収益合計	183,170	93,926
営業外費用		
支払利息	26	3
時効成立後支払分配金・償還金	3,083	5,532
雜損	3,261	556
営業外費用合計	6,371	6,092
経常利益	5,866,496	5,616,842
特別利益		
投資有価証券売却益	68,179	225,965
外国税支払損失引当金戻入益	-	43,200
特別利益合計	68,179	269,166
特別損失		
固定資産除却損	3,177	13,017
投資有価証券売却損	54,613	60,150
投資有価証券評価損	10,952	62,800
外国税支払損失引当金繰入額	184,111	-
訴訟損失引当金繰入額	30,000	10,000
合併関連費用	※2	164,657
その他特別損失	22,227	-
特別損失合計	305,082	310,625
税引前当期純利益	5,629,593	5,575,383
法人税、住民税及び事業税	2,111,379	1,832,729
法人税等調整額	△66,999	19,773
法人税等合計	2,044,380	1,852,503
当期純利益	3,585,212	3,722,880

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,889,165
会計方針の変更による累積的影響額					46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	2,935,441
当期変動額					
剩余金の配当					△2,539,409
当期純利益					3,585,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,045,803
当期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	3,981,245

	株主資本			評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	12,149,658	△72,415	19,363,242	50,874	19,414,117
会計方針の変更による累積的影響額	46,276		46,276		46,276
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,195,935	△72,415	19,409,519	50,874	19,460,393
当期変動額					
剩余金の配当	△2,539,409		△2,539,409		△2,539,409
当期純利益	3,585,212		3,585,212		3,585,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				231,810	231,810
当期変動額合計	1,045,803	-	1,045,803	231,810	1,277,614
当期末残高	13,241,738	△72,415	20,455,322	282,685	20,738,008

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本剰余金			利益剰余金	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の消却			△72,415	△72,415	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			72,415	72,415	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	-
当期末残高	4,524,300	2,761,700	-	2,761,700	360,493
					8,900,000

	株主資本			評価・換 算差額等	純資産合計		
	利益剰余金		自己 株 式				
	その他利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計					
当期首残高	3,981,245	13,241,738	△ 72,415	20,455,322	282,685		
当期変動額							
剰余金の配当	△ 3,446,341	△ 3,446,341		△ 3,446,341	△ 3,446,341		
当期純利益	3,722,880	3,722,880		3,722,880	3,722,880		
自己株式の消却			72,415	-	-		
利益剰余金から資本剰余金 への振替	△72,415	△72,415		-	-		
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				-	△187,941		
当期変動額合計	204,122	204,122	72,415	276,538	△187,941		
当期末残高	4,185,368	13,445,861	-	20,731,861	94,744		
					20,826,605		

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

構築物 20年

器具備品 2～20年

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

(3) 外国税支払損失引当金

証券投資信託の中国株式投資に対する課税規定が明確化されたことに伴い、将来支払う可能性がある金額を見積もり、計上しております。

(4) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度末から費用処理しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(7) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当社は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する事業年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

当社は、DIAM アセットマネジメント株式会社、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ投信投資顧問株式会社間での平成27年9月30日付統合基本合意書に基づき、資産運用機能の統合に向けた協議・準備を進めてまいりましたが、平成28年3月3日に、新会社に係わる以下事項につき内定いたしました。

1. 商 号 アセットマネジメント One 株式会社

2. 代 表 者 西 恵正(現 DIAM アセットマネジメント株式会社 代表取締役社長)

3. 本店所在地 東京都千代田区丸の内1-8-2

4. 統 合 日 平成28年10月1日

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
未払手数料	777,631 千円	570,839 千円

※2. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	573,602 千円	657,201 千円

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
支払手数料	9,189,399 千円	8,452,937 千円

※2. 特別損失における合併関連費用の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
固定資産・敷金の償却	-千円	140,257 千円
その他	-千円	24,400 千円
合計	-千円	164,657 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	-	1,823,250

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	-	9,386

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 26 年 12 月 24 日 臨時株主総会	普通株式	2,539,409	1,400	平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年 12 月 25 日

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,823,250	-	9,386	1,813,864

(変動事由の概要)

自己株式の消却

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,386	-	9,386	-

(変動事由の概要)

自己株式の消却

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 11 月 17 日 取締役会	普通株式	3,446,341	1,900	平成 27 年 12 月 8 日	平成 27 年 12 月 17 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得及び処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（預金の預入先の信用リスク）の管理

預金の預入先については、資金管理規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また経営企画部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となつた場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

② 市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

保有している投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、経営企画部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクおよび為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、経営企画部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となつた場合には、速やかに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

③ 流動性リスクの管理

資金繰りについては、資金運用スケジュールを作成し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	13,427,042	13,427,042	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	8,102,802	8,102,802	-
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	3,187,770	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	14,861,160	14,861,160	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	6,159,600	6,159,600	-
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	2,884,368	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
非上場株式	276,151	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	13,426,934	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,200,000	2,060,328	1,537,061	63,735
(3) 未収委託者報酬	3,187,770	—	—	—

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
(1) 預金	14,861,112	—	—	—
(2) 有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	3,500,000	529,761	1,249,513	11,916
(3) 未収委託者報酬	2,884,368	—	—	—

(有価証券関係)

1. 関連会社株式

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 77,100 千円、前事業年度の貸借対照表計上額 77,100 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	2,787,026	2,215,104	571,921
小計		2,787,026	2,215,104	571,921
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	－	－	－
	(2)債券	－	－	－
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	5,315,776	5,470,388	△154,612
小計		5,315,776	5,470,388	△154,612
合計		8,102,802	7,685,493	417,309

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 199,051 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	1,119,150	869,274	249,875
	小計	1,119,150	869,274	249,875
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	5,040,450	5,153,936	△113,485
	小計	5,040,450	5,153,936	△113,485
合計		6,159,600	6,023,210	136,389

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 199,051 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（平成 27 年 3 月 31 日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3)その他	503,565	68,179	△54,613
合計	503,565	68,179	△54,613

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3) その他	2,209,763	225,965	△60,150
合計	2,209,763	225,965	△60,150

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について 10,952 千円（その他有価証券）減損処理を行っております。
当事業年度において、有価証券について 62,800 千円（その他有価証券）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50% 以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50% 程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度（キャッシュバランス型）、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
	（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）	（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）
退職給付債務の期首残高	1,424,739	1,348,083
会計方針の変更による累積的影響額	△71,902	-
会計方針の変更を反映した期首残高	1,352,836	1,348,083
勤務費用	90,967	91,804
利息費用	9,476	6,074
数理計算上の差異の発生額	△31,927	53,747
退職給付の支払額	△73,269	△60,817
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	1,348,083	1,438,892

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
年金資産の期首残高	1,157,054	1,329,170
期待運用収益	23,141	33,229
数理計算上の差異の発生額	108,961	△128,633
事業主からの拠出額	78,464	77,164
退職給付の支払額	△38,450	△28,253
年金資産の期末残高	1,329,170	1,282,678

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成 27 年 3 月 31 日)	(平成 28 年 3 月 31 日)
積立型制度の退職給付債務	1,111,797	1,185,792
年金資産	△1,329,170	△1,282,678
	△217,373	△96,885
非積立型制度の退職給付債務	236,285	253,099
未積立退職給付債務	18,912	156,213
未認識数理計算上の差異	△270,020	△387,977
未認識過去勤務費用	10,703	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,404	△231,764
退職給付引当金	155,806	146,617
前払年金費用	△396,211	△378,381
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,404	△231,764

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
勤務費用(注 1)	119, 135	124, 139
利息費用	9, 476	6, 074
期待運用収益	△23, 141	△33, 229
数理計算上の差異の費用処理額	85, 138	64, 424
過去勤務費用の費用処理額	△16, 055	△10, 703
確定給付制度に係る退職給付費用	174, 553	150, 705

(注) 1. 執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 28, 168 千円、当事業年度 32, 335 千円)については「(1)勤務費用」に含めて記載しております。

(5) 年金資産に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(平成 27 年 3 月 31 日)	(平成 28 年 3 月 31 日)
①年金資産の主な内訳		
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。		
株式	39. 4%	33. 8%
債券	27. 3%	27. 3%
共同運用資産	21. 0%	24. 5%
生命保険一般勘定	10. 6%	11. 1%
現金及び預金	1. 4%	3. 2%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
割引率	0. 0720%～1. 625%	0. 0120%～0. 8060%
長期期待運用収益率	2. 0%	2. 5%
予想昇給率(平均)	2. 6%	2. 6%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 17,347 千円 当事業年度 16,733 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
繰延税金資産		
賞与引当金	170,920 千円	182,614 千円
減価償却超過額	896	25,871
退職給付引当金	70,882	71,201
役員退職慰労引当金	12,688	14,799
投資有価証券評価損	15,033	19,229
非上場株式評価損	25,733	24,425
未払事業税	90,342	57,445
外国税支払損失引当金	60,867	-
訴訟損失引当金	9,918	12,344
その他	<u>87,621</u>	<u>120,305</u>
繰延税金資産小計	544,905	528,236
評価性引当額	<u>—</u>	<u>—</u>
繰延税金資産合計	<u>544,905</u>	<u>528,236</u>
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△134,624	△56,708
前払年金費用	<u>△127,817</u>	<u>△115,860</u>
繰延税金負債合計	<u>△262,442</u>	<u>△172,568</u>
繰延税金資産の純額	<u>282,463</u>	<u>355,668</u>

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	372,215 千円	326,063 千円
固定資産－長期繰延税金資産	—	29,604
固定負債－長期繰延税金負債	89,752	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.26% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.86% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.62% となります。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が 16,360 千円減少し、その他有価証券評価差額金が 1,963 千円、法人税等調整額が 18,324 千円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）及び

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）及び

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

関連当事者情報

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る）等

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 77.05 間接 7.74	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	9,189,399	未払手数料	777,631

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	みずほ証券株式会社	東京都千代田区	125,167,284	金融商品取引業	(被所有) 直接 76.98 間接 7.73	当社設定の投資信託受益権の募集・販売役員の兼任	当社設定の投資信託受益権の募集・販売に係る代行手数料の支払い	8,452,937	未払手数料	570,839

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社の他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	116,378
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払 IT 関連業務支援	92,974 16,824 36,923 18,002	その他未払金	8,479 1,514 3,323 1,736

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	みずほ証券プロパティマネジメント株式会社	東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の賃借	事務所の賃借	175,210	長期差入保証金	16,314
同一の親会社を持つ会社	日本証券テクノロジー株式会社	東京都中央区	228,000	情報サービス業	なし	計算業務の委託	計算委託料支払 ハウジングサービス料支払 メールシステムサービス料支払 IT 関連業務支援	96,300 16,824 36,923 18,163	その他未払金 その他未払金 その他未払金 その他未払金	8,725 1,514 3,323 1,728

(注) 1. 上記（ア）～（イ）の金額のうち、取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、未払手数料とその他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

(注) 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (1) 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
- (2) 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。なお、期末残高については、当事業年度より原状回復費 100,064 千円を差引いた金額になっております。
- (3) 計算委託料、ハウジングサービス料及びメールシステムサービス料の支払は、協議のうえ合理的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

みずほ証券株式会社（非上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	11,433 円 05 銭	11,481 円 90 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,976 円 56 銭	2,052 円 45 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純利益金額 (千円)	3,585,212	3,722,880
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	3,585,212	3,722,880
期中平均株式数 (千株)	1,813	1,813

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	7, 314, 360
有価証券	101, 520
未収委託者報酬	3, 004, 856
未収運用受託報酬	74, 687
繰延税金資産	281, 201
その他	334, 195
流動資産合計	11, 110, 820
固定資産	
有形固定資産	
器具・備品（純額）	31, 241
建設仮勘定	3, 819
有形固定資産合計	※1 35, 061
無形固定資産	
ソフトウェア	52, 424
ソフトウェア仮勘定	20, 936
その他	91
無形固定資産合計	73, 452
投資その他の資産	
投資有価証券	2, 589, 863
長期繰延税金資産	22, 056
前払年金費用	352, 195
その他	29, 332
投資その他の資産合計	2, 993, 448
固定資産合計	3, 101, 961
資産合計	14, 212, 782

(単位：千円)

当中間会計期間

(平成 28 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金

未払収益分配金	153
未払償還金	4, 216
未払手数料	1, 406, 798
その他未払金	284, 198
未払金合計	<u>1, 695, 367</u>
未払費用	801, 111
未払法人税等	850, 492
未払消費税等	※2 113, 638
賞与引当金	382, 000
訴訟損失引当金	70, 000
流動負債合計	<u>3, 912, 609</u>

固定負債

退職給付引当金	160, 185
固定負債合計	<u>160, 185</u>
負債合計	<u>4, 072, 794</u>

純資産の部

株主資本

資本金	4, 524, 300
資本剰余金	
資本準備金	2, 761, 700
資本剰余金合計	<u>2, 761, 700</u>

利益剰余金

利益準備金	360, 493
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	2, 473, 372
利益剰余金合計	<u>2, 833, 866</u>

株主資本合計

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	20, 122
評価・換算差額等合計	<u>20, 122</u>
純資産合計	<u>10, 139, 988</u>
負債純資産合計	<u>14, 212, 782</u>

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 平成 28 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 9 月 30 日)

営業収益	
委託者報酬	19,468,460
運用受託報酬	95,090
営業収益合計	19,563,551
営業費用及び一般管理費	※1 16,721,767
営業利益	2,841,783
営業外収益	
受取配当金	32,758
有価証券利息	522
受取利息	2,296
時効成立分配金・償還金	10
その他	531
営業外収益合計	36,119
営業外費用	
その他	34
営業外費用合計	34
経常利益	2,877,868
特別利益	
固定資産売却益	1,354
投資有価証券売却益	9,179
特別利益合計	10,533
特別損失	
固定資産売却損	3,996
投資有価証券評価損	58,055
固定資産除却損	50
訴訟損失引当金繰入額	30,000
合併関連費用	11,926
特別損失合計	104,028
税引前中間純利益	2,784,373
法人税、住民税及び事業税	795,495
法人税等調整額	85,212
法人税等合計	880,707
中間純利益	1,903,666

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資 本 準備金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金
当期首残高	4,524,300	2,761,700	360,493	8,900,000	4,185,368
当中間期変動額					
別途積立金取崩				△8,900,000	8,900,000
剰余金の配当					△12,515,661
中間純利益					1,903,666
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	-	△8,900,000	△1,711,995
当中間期末残高	4,524,300	2,761,700	360,493	-	2,473,372

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計	
	利益剰余金	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	13,445,861	20,731,861	94,744	20,826,605	
当中間期変動額					
別途積立金取崩	-	-		-	
剰余金の配当	△12,515,661	△12,515,661		△12,515,661	
中間純利益	1,903,666	1,903,666		1,903,666	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			△74,622	△74,622	
当中間期変動額合計	△10,611,995	△10,611,995	△74,622	△10,686,617	
当中間期末残高	2,833,866	10,119,866	20,122	10,139,988	

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関連会社株式

総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

器具備品

定率法

なお、主な耐用年数は2~20年であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間末日対応分を計上しております。

(2) 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある金額を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末日において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)	
有形固定資産の減価償却累計額	498,091 千円

※2. 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)	
有形固定資産	9,695 千円
無形固定資産	9,425 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	1,813,864	-	-	1,813,864

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 28 年 6 月 15 日 取締役会	普通株式	12,515,661	6,900	平成 28 年 7 月 5 日	平成 28 年 7 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. 参照）。

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	7,314,360	7,314,360	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	2,415,231	2,415,231	-
(3) 未収委託者報酬	3,004,856	3,004,856	-
(4) 未払手数料	1,406,798	1,406,798	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間（平成28年9月30日）

1. 関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100 千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

種類	中間貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3) その他	921, 189	730, 244	190, 944
小計	921, 189	730, 244	190, 944
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
①国債・地方債等	-	-	-
②社債	-	-	-
③その他	-	-	-
(3) その他	1, 494, 041	1, 656, 021	△161, 979
小計	1, 494, 041	1, 656, 021	△161, 979
合計	2, 415, 231	2, 386, 265	28, 965

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 199, 051 千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (平成 28 年 9 月 30 日)
(1) 1 株当たり純資産額 (算定上の基礎)	5,590 円 26 銭
純資産の部の合計額 (千円)	10,139,988
普通株式に係る中間期末の純資産額 (千円)	10,139,988
普通株式の発行済株式数 (株)	1,813,864
普通株式の自己株式数 (株)	-
1 株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (株)	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日)
(2) 1 株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	1,049 円 50 銭
中間純利益金額 (千円)	1,903,666
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	1,903,666
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,813,864

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(追加情報)

役員賞与引当金

当社は、平成 28 年 9 月 7 日開催の臨時株主総会において、当中間会計期間中の業績等を勘案し役員に対して賞与を支給することを決議しました。

これに伴い、当中間会計期間末における役員賞与引当金 20,525 千円は「その他未払金」に振替えて表示しております。

役員退職慰労引当金

当社は、平成 28 年 9 月 7 日開催の臨時株主総会において、みずほ投信投資顧問株式会社との間の吸收合併契約に従い、当会社が当該吸收合併により消滅する時をもって退任となる全取締役及び全監査役に対して、在任中の労に報いるため、当会社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当中間会計期間において 74,853 千円を支給し、引当金全額の取崩しを行っております。

執行役員退職慰労引当金

当社は、平成 28 年 9 月 14 日開催の取締役会において、みずほ投信投資顧問株式会社との間の吸收合併契約に従い、当会社が当該吸收合併により消滅する時をもって退任となる全執行役員に対して、在任中の労に報いるため、当会社所定の基準による相当額の範囲で退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当中間会計間において 101,916 千円を支給し、引当金全額の取崩しを行っております。

繰延税金資産

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 26 号 平成 28 年 3 月 28 日）を当中間会計期間から適用しております。

(重要な後発事象)

当社（以下「新光投信」という）は、平成 28 年 7 月 13 日付で締結した、DIAM アセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及びみずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）（以下総称して「統合 4 社」という）間の「統合契約書」に基づき、平成 28 年 10 月 1 日付で統合いたしました。

1. 企業結合日

平成 28 年 10 月 1 日

2. 企業結合の方法

①MHAM を吸收合併存続会社、新光投信を吸收合併消滅会社とする吸收合併、②TB を吸收分割会社、吸收合併後の MHAM を吸收分割承継会社とし、同社が TB 資産運用部門に係る権利義務を承継する吸收分割、③DIAM を吸收合併存続会社、MHAM を吸收合併消滅会社とする吸收合併の順に実施。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成 28 年 9 月 7 日付で、株式に関する事項等の定款の変更を行いました。

平成 28 年 10 月 1 日に、D I AMアセットマネジメント株式会社は、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)と統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更しました。なお、当該統合に伴い、監査等委員会設置会社に移行しました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

追加型証券投資信託
【 ルーミス米国ハイイールドファンド [毎月決算型] 】

運用の基本方針

約款第23条の規定に基づき、委託者の別に定める運用方針は、次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

ルーミス米国ハイイールドマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の米ドル建ての高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）を主要投資対象とするルーミス米国ハイイールドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。
- ② 運用にあたっては、主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。
 - a. 主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
 - b. 投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社によるB B+格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社によるB a1格以下の格付が付与されている債券に投資をするとともに、ファンド全体の加重平均格付をスタンダード・アンド・プアーズ社におけるB（フラット）格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社におけるB 2格相当以上とすることを基本とします。
 - c. ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。
 - d. 同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社によるB B+格もしくはムーディーズ・インベスター・サービス社によるB a1格以下の格付が付与されている債券）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。
 - e. 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
 - f. マザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーに委託します。
- ③ マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことがあります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、実質投資割合において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ④ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第27条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%（ただし、同一発行体の発行するハイイールド債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の2%）、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

第3期以降の毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ② 分配金額は、上記の分配対象収益範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ③ なお、売買益（評価益を含みます。）については、原則として毎年6月および12月の決算時に分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合ならびに委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案したうえで、分配を見送る場合があります。
- ④ 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**追加型証券投資信託
【ルーミス米国ハイイールドファンド【毎月決算型】】約款**

信託の種類、委託者および受託者

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

信託事務の委託

第2条 受託者は、信託法第 26 条第 1 項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

信託の目的および金額

第3条 委託者は、金 500 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

信託金の限度額

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

信託期間

第5条 信託の期間は、信託契約締結日から第 52 条第 8 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項および第 57 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。

受益権の取得申込みの勧誘の種類

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

当初の受益者

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権の分割および再分割

第8条 委託者は、第 3 条の規定による受益権について 500 億口を上限として、均等に分割します。また、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 32 条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 34 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

信託日時の異なる受益権の内容

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益権の帰属と受益証券の不発行

第11条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

受益権の設定にかかる受託者の通知

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の申込単位および価額

第13条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込みの受付は行いません。
- ④ 受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込みについては、1口につき1円）に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が、それぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が受益者と結んだ別に定める収益分配金の再投資に関する契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合においては、1口の整数倍をもって当該取得申込に応ずることができるものとします。この場合の受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

受益証券の種類

第14条（削除）

受益権の譲渡にかかる記載または記録

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

第 16 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

無記名式の受益証券の再交付

第 17 条 (削除)

記名式の受益証券の再交付

第 18 条 (削除)

受益証券を毀損した場合等の再交付

第 19 条 (削除)

受益証券の再交付の費用

第 20 条 (削除)

投資の対象とする資産の種類

第 21 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形（イ.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

第 22 条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメント One 株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたルーミス米国ハイイルドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人が発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
 7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号から第5号までの証券および第8号の証券または証書のうち第1号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第6号の証券および第8号の証券または証書のうち第6号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第9号の証券および第10号の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得するものに限り行うものとします。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式および投資信託証券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

受託者の自己または利害関係人等との取引

- 第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条ならびに第22条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。
- ② 前項の取扱いは、第27条ないし第32条、第34条、第39条ないし第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

運用の基本方針

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

投資する株式の範囲

- 第24条 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式についてはこの限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式への投資制限

- 第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

- 第26条の1の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10（ただし、同一発行体の発行するハイイールド債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の100分の2）、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

- 第26条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 第27条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融

商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。)とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等、ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいま

す。)を加えた額を差引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ⑥ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象外貨建資産の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲

第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図および範囲

第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れの指図および範囲

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

第 33 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

第 34 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託業務の委託等

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確實に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

有価証券の保管

第 36 条 （削 除）

混藏寄託

第 37 条 金融機関または証券会社等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混藏寄託できるものとします。

信託財産の表示および記載の省略

第 38 条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

一部解約の請求および有価証券の売却等の指図

第 39 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

第 40 条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

第 41 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% を上回らない範囲内とします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

損益の帰属

第 42 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

受託者による資金の立替え

第 43 条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

信託の計算期間

第 44 条 この信託の計算期間は、毎月 21 日から翌月 20 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、平成 17 年 1 月 28 日から平成 17 年 2 月 20 日までとします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

信託財産に関する報告

第 45 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

信託事務の諸費用および監査費用

第 46 条 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

信託報酬等の総額

第 47 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 44 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

収益の分配方式

第 48 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、

次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越すものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責

第49条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第50条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第50条第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

第50条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 一部解約金は、第52条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ④ 債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、債還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えて当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、債還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、債還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

収益分配金および債還金の時効

第51条 受益者が、収益分配金については第50条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による債還金については第50条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

信託契約の一部解約

第52条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかか

るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、原則として第1項の一部解約の実行の請求の受付は行いません。
- ⑥ 委託者は、一部解約の請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受付けを中止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑧ 委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ⑨ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑩ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑪ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第8項の信託契約の解約をしません。
- ⑫ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

質権口記載または記録の受益権の取り扱い

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

信託契約の解約

- ① 委託者は、第5条の規定による信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたときはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

委託者の登録取消等に伴う取扱い

- ① 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間ににおいて存続します。

委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

第56条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

第 57 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 58 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

第 59 条 第 52 条および第 53 条に規定する信託契約の解約または第 58 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 52 条第 10 項、第 53 条第 3 項または第 58 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

運用報告書に記載すべき事項の提供

第 59 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

公 告

第 60 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

第 61 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第 1 条 本約款で規定する「短期社債等」とは、1. 社債等の振替に関する法律第 66 条第 1 号に規定する短期社債、2. 保険業法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債、3. 資産の流動化に関する法律第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債、4. 商工組合中央金庫法第 33 条ノ 2 に規定する短期商工債、5. 信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債、6. 農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債、7. 一般振替機関の監督に関する命令第 38 条第 2 項に規定する短期外債をいいます。

付則第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 11 条、第 12 条、第 14 条（受益証券の種類）から第 20 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

付則第 3 条 本約款で規定する「デリバティブ取引に係る権利」のうち「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 66 号）」による廃止前の金融先物取引法第 2 条第 1 項に規定する「金融先物取引」については、同条第 2 項に定める「取引所金融先物取引等」に相当するものに係る権利をいいます。

付則第 4 条 第 29 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

② 第 29 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立

つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。) のスワップ幅 (当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。) を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 17 年 1 月 28 日

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号
委託者
第一勧業アセットマネジメント株式会社

大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号
受託者
住友信託銀行株式会社

親投資信託【ルーミス米国ハイイールドマザーファンド】

運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものといたします。

基本方針

この投資信託は、主として米国の米ドル建て高利回り事業債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

(1) 投資対象

主として米国の米ドル建て高利回り事業債（以下「ハイイールド債」といいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として米国の発行体が発行する米ドル建てのハイイールド債に分散投資を行い、高い利息等収入の確保を図るとともに値上がり益の追求を目指します。
- ② 投資するハイイールド債については、原則として取得時においてスタンダード・アンド・プアーズ社によるB B+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるB a1格以下の格付が付与されている債券に投資をするとともに、ファンド全体の加重平均格付をスタンダード・アンド・プアーズ社におけるB（フラット）格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社におけるB 2格相当以上とすることを基本とします。
- ③ ハイイールド債への投資にあたっては、個別銘柄の徹底した信用リスク分析と銘柄分散を基本に銘柄選定を行います。
- ④ 同一発行体の発行するハイイールド債（原則としてスタンダード・アンド・プアーズ社によるB B+格もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス社によるB a1格以下の格付が付与されている債券）への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%を上限とします。
- ⑤ 公社債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。
- ⑥ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑦ 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 運用指図に関する権限の一部（円の余資運用以外の運用に関する権限）を、ルーミス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーに委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- ⑥ 有価証券先物取引等は、約款第23条の範囲で行います。
- ⑦ スワップ取引は、約款第24条の範囲で行います。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第25条の範囲で行います。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%（ただし、同一発行体の発行するハイイールド債への投資割合は、信託財産の純資産総額の2%）、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。